

いわき市森林・林業・木材産業振興プラン（第4期）

～ 林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理～



いわき市

はじめに



本市は、森林面積が市域の約7割を占め、古くから林業、木材産業の盛んな地域となっております。この豊かな森林は、木材生産や林産物の供給のみならず、水源の涵養、土砂災害の防止、生物多様性の保全、地球環境保全（地球温暖化の防止）などの多面的な機能を有し、私たちの生活と深く関わっております。

この森林がもたらす多くの恩恵を後世に継承するためには、森林を適切に整備し、健全な森林を維持することが必要です。また、本市の森林は、戦後に造林された人工林を中心に活用期を迎えており、この豊富な森林資源を「植える、育てる、使う、植える」という森林の循環利用が求められております。

本市では、現在、第3期となる現行プランにおいて、「豊かな森林（もり）づくりと木材利用拡大を目指して」を施策のテーマに掲げ、その実現に向けた森林・林業・木材産業の振興に努めております。

加えて、平成31年4月1日施行の「森林経営管理法」に基づく、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立をめざした「森林経営管理制度」の推進や、令和3年4月1日施行の「いわき市豊かな森づくり・木づかい条例」の趣旨を踏まえた公共建築物における木造・木質化や市産木材の利用促進、さらには、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に寄与する取組みの強化の必要性が高まっております。

このような状況を踏まえ、この度、策定しました「いわき市森林・林業・木材産業振興プラン（第4期）」は、「林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理」をテーマに掲げ、課題の解決に向け取り組むべき市の方向性と施策を取りまとめたものであります。

今後は、本計画に基づき森林所有者や林業・木材産業・建築業等の関係者、行政機関、及び市民の皆様がそれぞれ適切な役割分担の下、一体となって施策を展開しながら、本市の林業、木材産業をしっかりと次世代に引き継いでいきますので、皆様には、なお一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり御尽力いただきました、いわき市林業振興協議会の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました皆様に心から御礼申し上げます。

令和4年3月

いわき市長 内田 広之

目 次

第1章 総論	1
第1節 振興プラン策定の趣旨	1
第2節 振興プラン（第4期）の計画期間	1
第3節 振興プランの位置づけ	2
第4節 振興プランの策定方法	3
第5節 振興プランの構成	3
第2章 森林・林業・木材産業をめぐる情勢	4
第1節 森林・林業・木材産業をめぐる情勢変化	4
Ⅰ 国の動向	4
Ⅱ 県の動向	7
第2節 いわき市の現状と森林・林業・木材産業の役割	10
Ⅰ 自然条件	10
Ⅱ 地理的条件	11
Ⅲ 森林資源	11
Ⅳ 林業就業者の推移	13
Ⅴ いわき市の主要な林産物	13
Ⅵ 森林・林業・木材産業の役割	14
1 森林の果たす役割	14
2 林業の果たす役割	14
3 木材産業の果たす役割	14
第3節 前プラン（第3期）の総括	15
Ⅰ 前プランにおける目標指標の達成状況	15
Ⅱ 前プランにおける重点施策の総括	17
第3章 いわき市の森林・林業・木材産業のめざす姿	19
第1節 基本目標	19
第2節 めざす姿の実現に向けた施策の柱	20
1 林業・木材産業等の振興	20
2 自然・環境との共生	20
第3節 本市のこれまでの取組	22
第4節 具体的な振興施策	23
第4章 施策の展開	24
第1節 林業・木材産業等の振興	24
Ⅰ 地域林業の振興	24
1 現状と課題	24
2 施策の展開	25
3 目標指標	26

II	地域木材産業の振興	29
1	現状と課題	29
2	施策の展開	29
3	目標指標	31
III	特用林産物の振興	32
1	現状と課題	32
2	施策の展開	32
3	目標指標	33
第2節	自然・環境との共生	34
I	地球温暖化への対策	34
1	現状と課題	34
2	施策の展開	34
3	目標指標	35
II	森林の有する多面的機能の発揮	36
1	現状と課題	36
2	施策の展開	36
3	目標指標	38
III	森林を育む心づくりの推進	39
1	現状と課題	39
2	施策の展開	40
3	目標指標	42
IV	SDGs（持続可能な開発目標）への貢献	43
1	現状と課題	43
2	施策の展開	44
3	目標指標	45
第3節	重点施策	45
I	目的	45
II	重点的に取り組む施策	46

第5章 計画実現のために 49

資料編

■	統計資料	50
■	いわき市豊かな森づくり・木づかい条例	54
■	いわき市林業振興協議会関係資料	58
■	いわき市産木材利用推進会議設置要綱	61
■	市民意見募集（パブリックコメント）結果	63
■	振興プラン策定の主な経過	65
■	PR動画	66

第1章 総論

第1節 振興プラン策定の趣旨

本市では、平成28年度を初年度とし、令和2年度を目標年度とする「いわき市森林・林業・木材産業振興プラン」（第3期）に基づき、「豊かな森林（もり）づくりと木材利用拡大を目指して」を施策のテーマに、森林・林業・木材産業の振興を図ってまいりました。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原発事故の放射性物質の影響が未だに残っていることや令和元年東日本台風、さらには新型コロナウイルス感染症の影響等により森林整備や林業生産活動が停滞し、森林の有する水源涵養機能や山地災害防止等の機能低下が懸念されています。

さらに、新型コロナウイルス感染症がアメリカ合衆国での新築木造住宅の需要増を招き、これに伴い世界的に木材価格が高騰する、いわゆるウッドショックにより、国内産木材の需要が高まる中、供給が追いつかない状況となるなど、林業・木材産業を取り巻く環境は厳しいものとなっております。

このような中、国では、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と民間事業者をつなぐ森林経営管理制度を構築し、さらに、本制度を踏まえ、地方公共団体が行う森林整備等の財源として、森林環境税及び森林環境譲与税を創設しました。

また、県においては、令和3年度に新たな福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」を策定するとともに、平成18年度から導入した福島県森林環境税を財源として、様々な取組を実施しています。

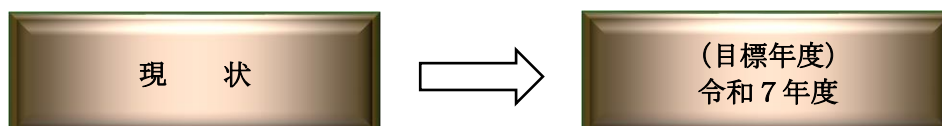
このような国・県の動向に加え、本市においては、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展による本市経済の活性化並びに森林の有する多面的機能の持続的な発揮の促進を図るため、令和3年4月1日から「いわき市豊かな森づくり・木づかい条例」を施行するとともに、これに基づき、林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理をめざすため、新たな「いわき市森林・林業・木材産業振興プラン（第4期）」を策定しました。

第2節 振興プラン（第4期）の計画期間

現行プラン（第3期）の最終年度は令和2年度としておりましたが、上位計画である「福島県農林水産業振興計画」の策定期間が新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年12月に延期されたこと等を踏まえ、計画期間を令和3年度まで延長しました。

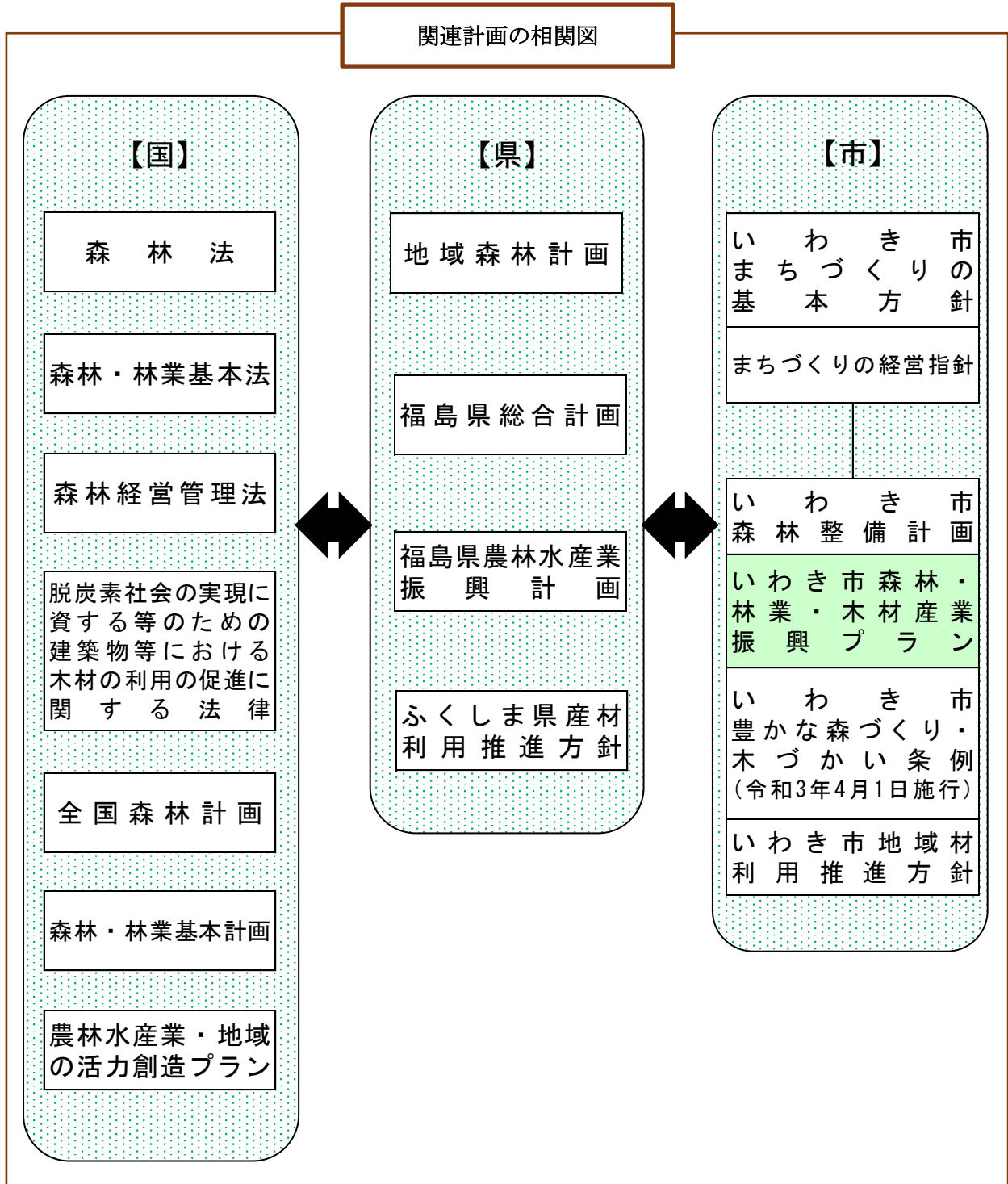
これに伴い、新たな振興プラン（第4期）の計画期間は令和4年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする4カ年の計画とします。

また、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢等、大きな変化があった場合は、計画見直しを図るなど、適切な進行管理を行うこととします。



第3節 振興プランの位置づけ

本振興プランは、「いわき市 まちづくりの基本方針～まちづくりの理念と経営指針～」の理念に基づき、林業の振興に関する実施計画の策定や事業の実施にあたっての基本的な指針となるもので、国や県の計画や本市の林業部門における各種計画との整合性を図りながら施策を総合的に展開していくための計画として位置づけられます。

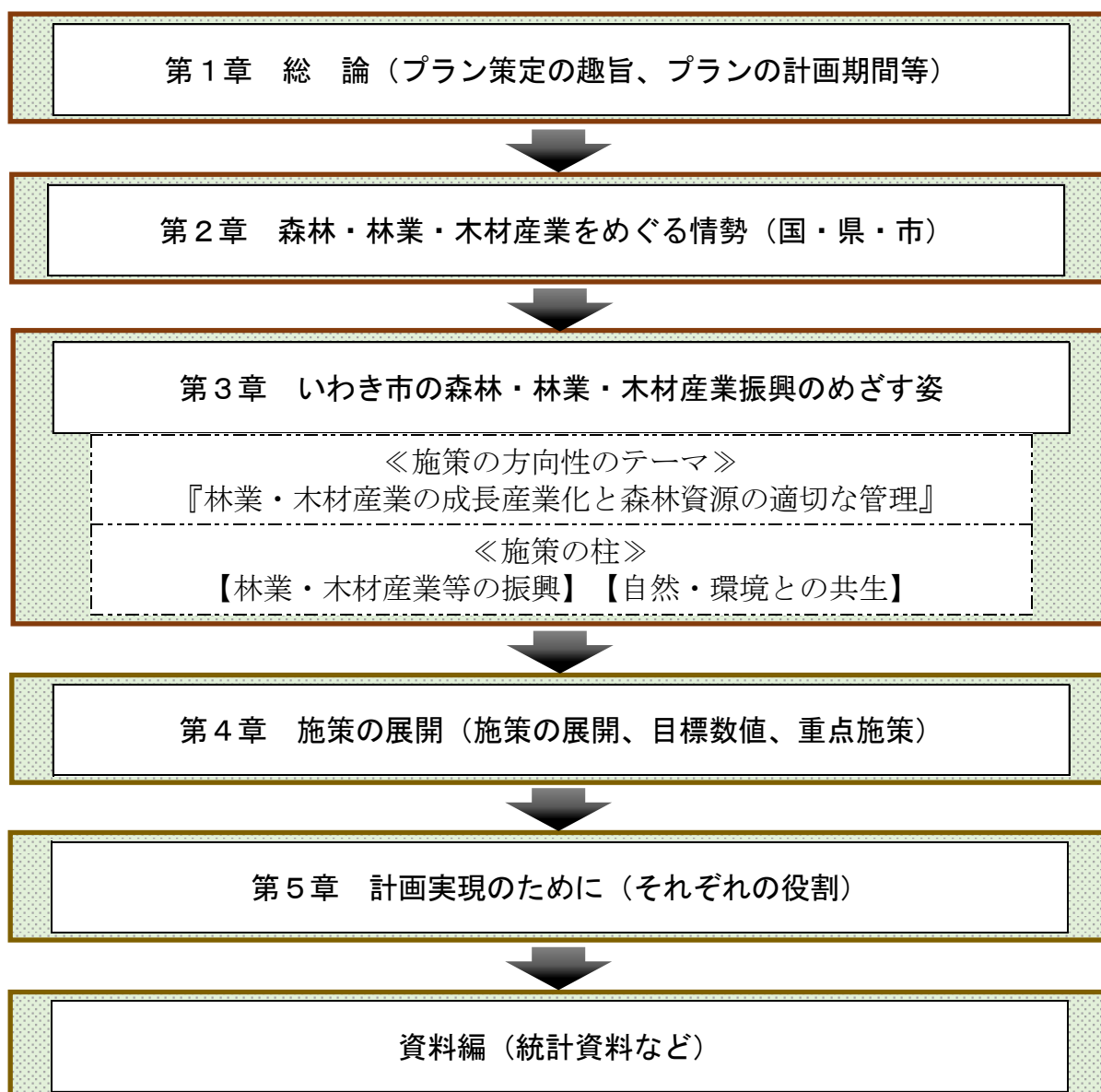


第4節 振興プランの策定方法

この振興プランの策定にあたっては、前振興プランの進捗状況や目標達成状況、市民の意識及び社会情勢の変化などの背景を踏まえ、森林・林業・木材産業に関わる各種団体、関係行政機関等で構成するいわき市林業振興協議会及び庁内関係課で構成するいわき市森林・林業・木材産業振興プラン庁内検討会議のもと、協議検討を行い、その成果の反映を図りました。

第5節 振興プランの構成

この振興プランは、次のような構成になっています。



第2章 森林・林業・木材産業をめぐる情勢

第1節 森林・林業・木材産業をめぐる情勢変化

I 国の動向

1 森林・林業基本計画

全国の森林面積は、約2,505万ha（人工林が約1,020万ha、天然林等が約1,348万ha、無立木地が約120万ha、竹林が約17万ha）であり、国土面積の約66%を占めています。

森林は、国土の保全、水源の涵養（かんよう）、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」であります。

国では、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展という基本理念の実現に向け、「森林・林業基本法」※1に基づき、我が国の森林・林業施策の基本的な方針等を定める「森林・林業基本計画」※2を令和3年6月に閣議決定しました。この基本計画は、前基本計画に森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向を新たに加え、今後20年程度を見通して定めるものでありますが、森林・林業をめぐる情勢の変化及び施策の効果の全般にわたる評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することとされています。

〈森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向〉

- 森林・林業・木材産業によるグリーン成長
- 森林資源の適正な管理及び利用
- 「新しい林業」に向けた取組の展開
- 木材産業の「国際競争力」と「地場競争力」の強化
- 都市等における「第2の森林（もり）」づくり
- 新たな山村価値の創造

〈森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策〉

- 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策
- 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策
- 林産物の供給及び利用の確保に関する施策
- 国有林野の管理及び経営に関する施策
- その他横断的に推進すべき施策
- 団体に関する施策

用語解説

※1 森林・林業基本法：森林及び林業に関する施策について、森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展の実現を図るのに基本となる事項を定めた法律。

※2 森林・林業基本計画：森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林・林業基本法に基づき政府が定めた計画。森林及び林業に関する施策についての基本的な方針、森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標、森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を明記。

2 農林水産業・地域の活力創造プラン

国は、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることをめざし、内閣をあげて取り組むとの方針の下、幅広い政策分野にわたって必要となる施策を検討し、平成25年12月にとりまとめた「農林水産業・地域の活力創造プラン」を令和2年12月15日に改訂し、施策を展開しています。

この中で、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、次の措置を講じております。

- ・ 市町村が経営意欲を失っている森林所有者から森林の経営・管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者（森林組合、素材生産者、自伐林家等）に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を行うとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う新たな森林管理システムを構築します。その際、生産性の高い森林については、新システムを構築した地域を中心として路網整備等の重点化を図ります。
- ・ 川上から川下までのサプライチェーン※₁をつなぎ、コスト削減を進めつつ、マーケットイン※₂の発想で高付加価値な木材を供給する体制を実現します。

また、新たな木材需要の創出を図るとともに、エリートツリー※₃等の新たな技術を活用しつつ再造林を進めるための法制度の整備等により、我が国の人工林の若返りを図り、2050年カーボンニュートラル※₄の実現に貢献します。

- ・ このような取組により、多面的機能の維持・向上を図り、美しく伝統ある山村を次世代に継承します。

《展開する施策》

- 新たな森林管理システムの構築と木材の生産流通構造改革等
- CLT（直交集成板）※₅等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップ
- 木質バイオマス※₆の利用促進等による新たな木材需要の創出
- 適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上

用語解説

- ※1 サプライチェーン：商品が消費者に届くまでの原料調達から製造、物流、販売といった一連の流れ。
- ※2 マーケットイン：商品の企画開発や生産においての消費者のニーズを重視する方法。
- ※3 エリートツリー：地域の人工造林地において、最も成長が優れた木として選抜された「精英樹」のうち、優良なもの同士を人工交配によりかけ合わせ、その中からさらに優れた個体を選んだもの。
- ※4 カーボンニュートラル：石炭や石油、天然ガスなどの炭素（C＝カーボン）を含む化石燃料の燃焼により発生する二酸化炭素（CO₂）は温室効果ガスと言われ、昨今の気候変動の大きな要因となっている。このようにして排出されたCO₂を、地上や海の植物が吸収することによる炭素固定や、地中に埋めるといった新技術、排出権取引などで相殺し、実質的にゼロの状態にすること。
- ※5 CLT（直交集成板）：ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料。厚みのある大きな板であり、建築の構造材の他、土木用材、家具等に使用されている。
- ※6 木質バイオマス：「バイオマス」とは、生物資源の量を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のこと。その中で、木材からなるものを「木質バイオマス」という。

3 森林経営管理制度及び森林環境税・森林環境譲与税

国内の森林は、戦後、高度経済成長期にかけて植栽された人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎え、「植える、育てる、使う、植える」という森林を循環的に利用していく新たな時代に突入しました。

このような中、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図っていくことをめざし、平成31（2019）年4月1日に「森林経営管理法」が施行され、森林経営管理制度がスタートしました。

森林経営管理制度は、経営や管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と「林業経営者」をつなぐ仕組みを構築し、林業経営に適した森林の経営管理を林業経営者に集積・集約するとともに、林業経営に適さない森林については、市町村が自ら経営管理を行っていくものです。

また、平成31（2019）年3月には、「森林環境税^{※1}及び森林環境譲与税^{※2}に関する法律」が成立し、森林整備等の新たな財源として、同年9月より全ての市町村と都道府県に対する森林環境譲与税の譲与が始まりました。

森林経営管理制度と併せて、森林環境譲与税を活用することで、これまで手を入れることができなかった森林の整備等が進展することが期待されます。

用語解説

※1 森林環境税：令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収する予定。

※2 森林環境譲与税：喫緊の課題である森林整備に対応するため、森林経営管理制度の導入時期を踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、令和元年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている。なお、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するために、令和2年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の一部が改正され、令和2年度から令和6年度までの各年度における森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税及び譲与税配付金特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととしたうえで、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することとなった。

4 SDGs（持続可能な開発目標）※₁に貢献する森林・林業・木材産業

地球環境や社会・経済の持続性への危機意識を背景として、我が国においても、SDGs（持続可能な開発目標）への関心が高まりを見せている中、これまで林業や木材産業との関りが薄かった個人・企業を含め、様々な経済主体による、林業・木材産業関係者との協働や森林空間の活用等に取り組む動きが広がりをみせています。

「令和元年度 森林・林業白書」では、こうした広がりを受け、我が国におけるSDGsと森林・林業・木材産業との関係性を整理するとともに、様々な主体の多様な森林との関わりや取組を、森林の整備、森林資源の活用、森林空間の利用という分類を行った上で紹介し、加えて、SDGsの達成に向けて、森林・林業・木材産業関係者が今後どのような役割を果たしていくべきかについて特集記事を掲載しています。

用語解説

※1 SDGs（持続可能な開発目標）：平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれるもので、持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成される。SDGsの目標15に「持続可能な森林の経営」と掲げられているほか、森林そのものが様々なSDGsに貢献しているとされている。

II 県の動向

1 福島県農林水産業振興計画

福島県では、時代に即した農林水産業・農山漁村の振興施策を進めていくため、県政運営の基本方針である福島県総合計画の農林水産分野の計画として、また、福島県農業・農村振興条例第19条に定める基本計画として、県が行う長期的展望に立った施策の基本的な方向性を示す「福島県農林水産業振興計画」を令和3年12月24日に策定しました。この計画は、令和4年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする9カ年の計画とされています。

《施策の展開方向》

- 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化
- 多様な担い手の確保・育成
- 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進
- 需要を創出する流通・販売戦略の実践
- 戦略的な生産活動の展開
- 活力と魅力ある農山漁村の創生

2 福島イノベーション・コースト構想

国が平成26年6月23日にとりまとめた「イノベーション・コースト構想研究会報告書」の主要プロジェクトの1つに「農林水産分野における新産業創出」が掲げられたことを受け、県では、先端技術等を取り入れ日本の農林水産業のフロンティアをめざし、先進的な農林水産業を全国に先駆けて実践することで、農林水産業の振興・再生を図っていくものとして、「農林水産分野イノベーション・プロジェクト」をとりまとめ、農林水産分野における8つのプロジェクトを設定しました。林業分野については、「県産材の新たな需要創出プロジェクト」を位置づけております。

また、県が作成し令和2年5月1日に内閣総理大臣が認定した「重点推進計画」において、農林水産業が重点分野に位置づけられ、林業分野の取組として、「林業の再生と県産材の新たな需要創出」が設定されました。

《農林水産分野イノベーション・プロジェクトの内容》

- 林業用ロボットの開発、導入
- CLT(直交集成板)^{※1}等の新技術の導入
- 木質バイオマス利用施設の導入

《重点推進計画の内容》

- 森林・林業の再生に向けた森林整備と放射性物質対策の推進
- 木材の新たな利用技術の開発や木質バイオマス等の木材需要の拡大と公共建築物等への県産材利用の促進
- 林内の路網整備、集成材製造施設等の木材加工流通施設の整備の推進
- 現場ニーズを踏まえた林業用ロボットの開発、導入等による林業機械のさらなる高性能化の推進
- ICT^{※2}を活用した生産体制の構築
- G空間情報^{※3}を活用した森林管理技術の開発・実証及び高精度な森林情報に基づく資源管理の推進と継続的なモニタリング
- 原木やおが粉等の生産資材の調達支援や、きのこのオリジナル品種の普及に取り組むことによる特用林産物の生産回復
- 林業への就業希望者や地域の森林経営を担う人材の確保・育成

用語解説

※1 CLT(直交集成板) : P5を参照。

※2 ICT : 情報や通信に関する技術の総称。

※3 G空間情報 : G空間情報(地理空間情報)とは、地図や衛星測位等から得られる「どこで、何が、いつ、どのような状態か」といった、位置とこれに関連づけられた情報。自動走行、i-Construction(アイ・コンストラクション(国土交通省で推進している「ICTの全面的な活用(ICT土工)」等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設現場をめざす取組))、スマート農林業、ドローンなどの基盤情報となり、準天頂衛星「みちびき」の情報との融合により、新産業・新サービスの創出がますます期待されている。

3 福島県森林環境税

森林整備等を目的とした森林環境税は、平成15年度に高知県で導入したことに始まり、令和3年3月現在で37都道府県、1市町村で実施されています。福島県では、豊かな森林を県民共有の財産として保全し、健全な状態で次世代に引き継ぐため、「県民一人ひとりが参画する新たな森林づくり」が必要であると考え、従来からの森林、林業、木材産業振興施策に加え、平成18年度から森林環境税を導入しており、森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保して、6つの主要施策分野による取組を実施しております。

(1) 森林環境の適正な保全

福島県では、県民の飲み水に結びついている公益的機能の高い水源地域に加え山地災害防止、水源涵養機能の発揮を重視する森林について、間伐を支援しています。この結果、本市においては、平成22年度から令和2年度までに約4,114haの間伐が実施されております。

また、森林情報を管理する福島県森林GISが活用され、電子地図を活用した森林情報を、情報サイト「ふくしま森マップ」に掲載し、インターネットを通じて県民等に広く発信されております。

(2) 森林資源活用による持続可能な社会づくり

福島県では、森林で生産された木材を有効に活用する基盤を整え、長期間にわたり炭素を固定する住宅等への県産材利用の促進によって、低炭素・循環型社会づくりに貢献するために間伐材搬出の支援、企業の森林づくりの支援など様々な取組を行っております。

(3) 市町村が行う森林づくり等の推進（森林環境交付金事業）

県民一人ひとりが参画する新たな森林づくりを効果的に進めるため、市町村が独自性を発揮して、創意工夫を凝らした森林整備や、県産材の利活用を展開することができるよう、森林環境交付金事業を実施しております。

(4) 県民参画の推進

森林ボランティアの活動支援や、森林づくり指導者の育成、企業・団体等の森林づくりを支援するほか、県立学校や県有施設で森林環境学習を実施しております。

(5) ふくしまの森林文化の継承

地域に伝わる森林文化や森の恵みを利用する知恵を、県民の財産として次世代に引き継いで行くための取組を進めております。

(6) 森林環境基金の運営

森林環境税関連施策の効果的・効率的な展開を行うとともに、第三者機関である「森林の未来を考える懇談会」を設置し、森林環境税を財源とする取組に対する意見や評価などを行い、施策の実効性の確認や透明性の確保が行われております。

第2節 いわき市の現状と森林・林業・木材産業の役割

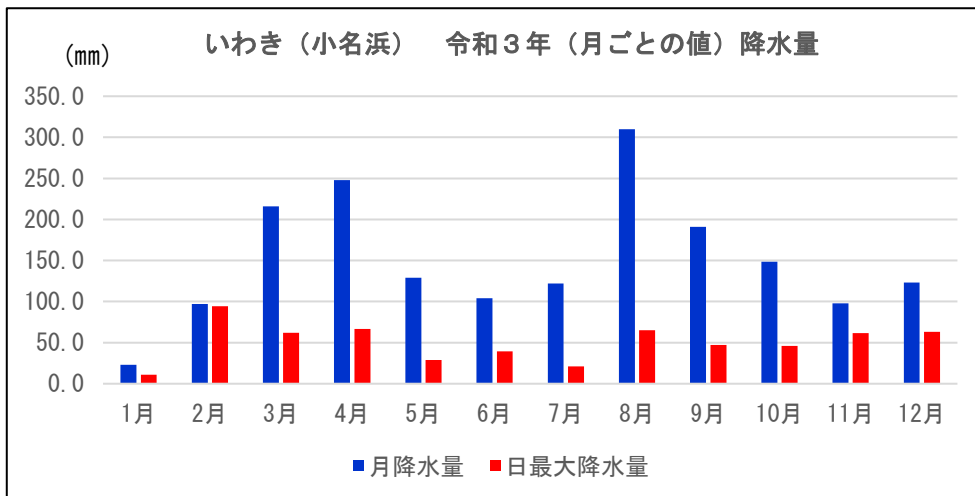
I 自然条件

本市は福島県及び東北地方の東南端に位置し、東は太平洋に面しており、総面積が1,232.26km²（令和3年4月1日現在）で、全国でも有数の広大な市域を有しています。

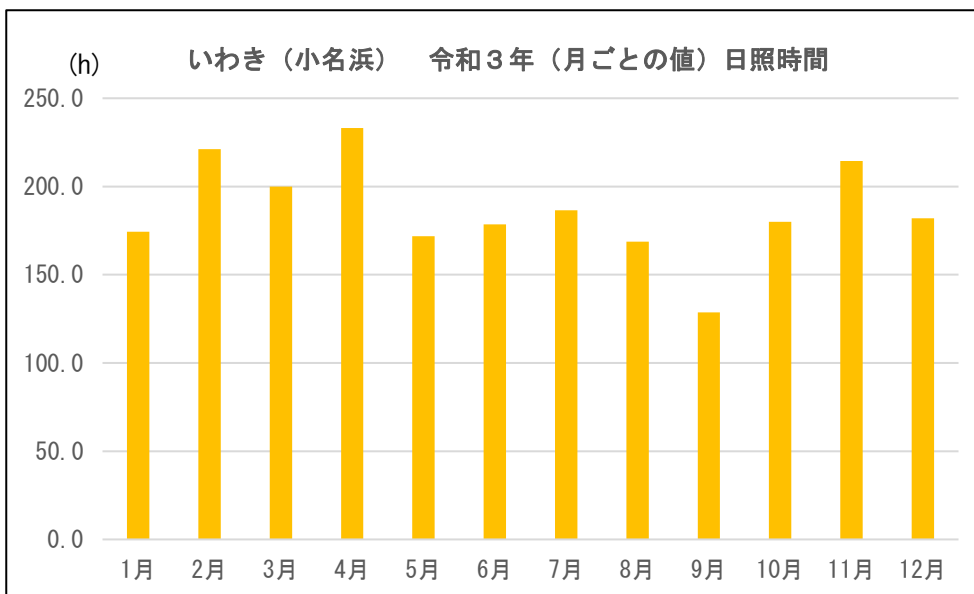
また、その地形は西方の阿武隈高地（標高500～700m）から東方へ緩やかに低くなり、平坦地を形成し、夏井川や鮫川を中心とした河川が市域を貫流し、太平洋に注いでいます。

太平洋に面する海岸線は、南北約60kmに及び、交互に展開する砂浜と海食崖が織りなす地形が、漁港、国際貿易港、海水浴場、景勝地を、それぞれ形成しています。

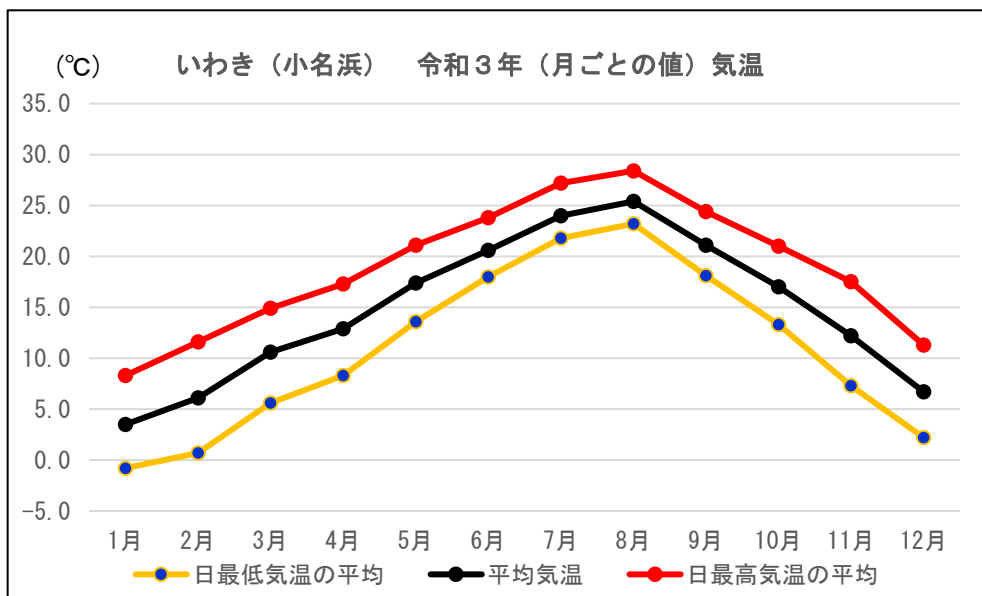
気候は、太平洋に面しているため寒暖の差が比較的少なく、日照時間も長く、降雪が少ない恵まれた地域となっています。



※出典：「気象庁HP」



※出典：「気象庁HP」



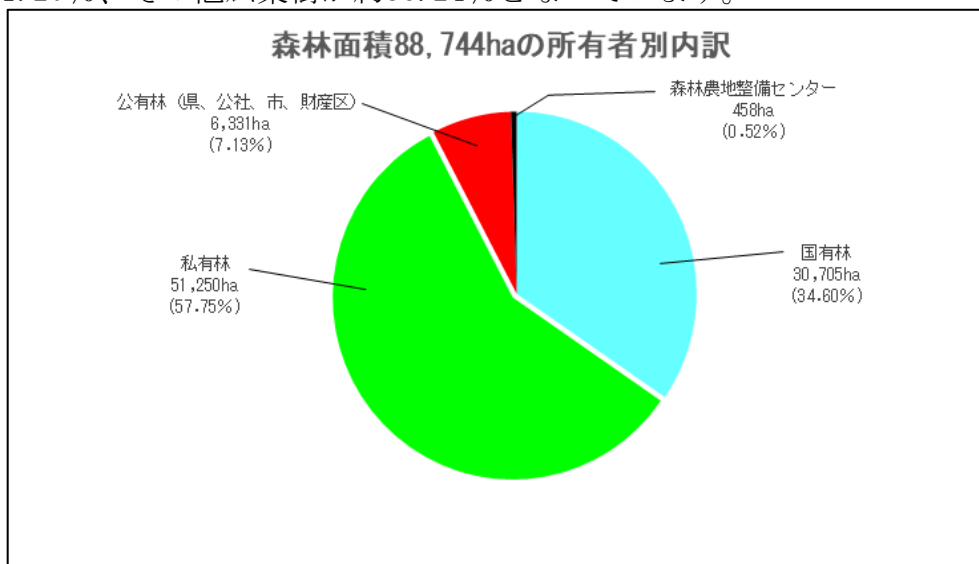
Ⅱ 地理的条件

本市は、東北圏と首都圏を結ぶ常磐自動車道、太平洋と日本海を結ぶ磐越自動車道、並びに重要港湾小名浜港によって国内外との効率的な物流ネットワーク網が形成されています。

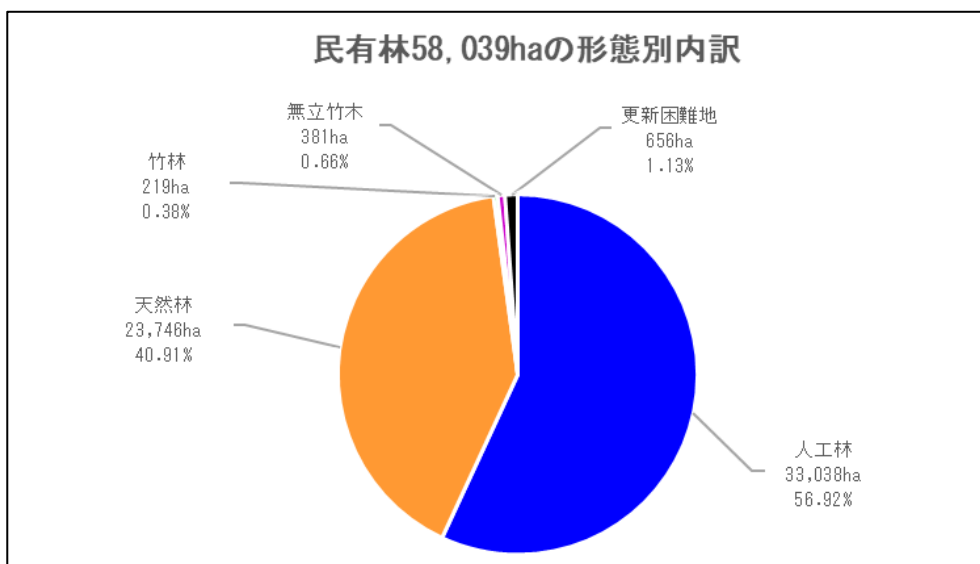
Ⅲ 森林資源

本市の森林は、国有林※₁ 及び民有林※₂ 面積が88,744haで、市の面積123,226haの約72.02%を占めており、古くから林業が盛んな地域となっています。そのため、民有林における人工林※₃ も多く、民有林面積の約56.92%を占めています。

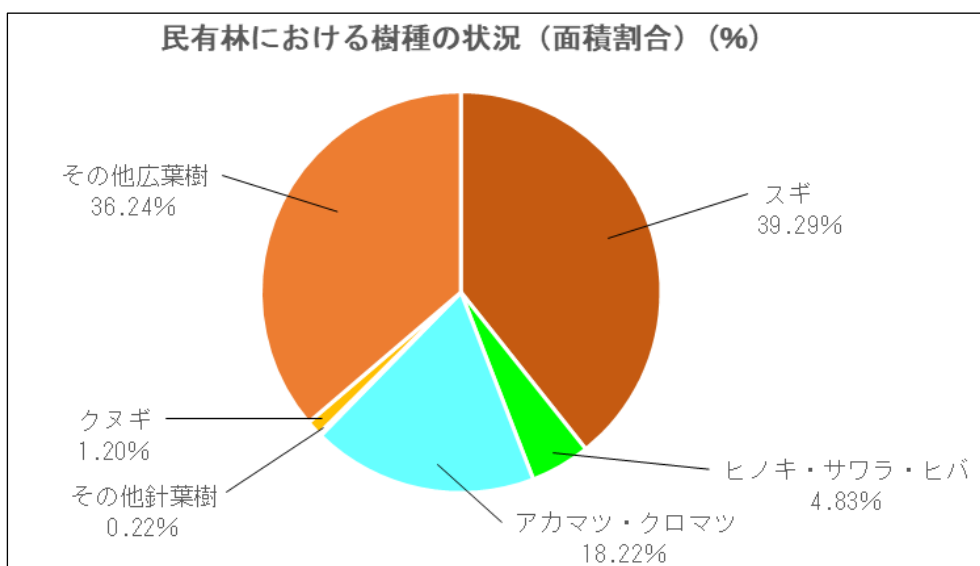
民有林における樹種比率は、スギが約39.29%、ヒノキ・サワラ・ヒバが約4.83%、アカマツ・クロマツが約18.22%、その他針葉樹が約0.22%、クヌギが約1.20%、その他広葉樹が約36.24%となっています。



※出典：『令和2年福島県森林・林業統計書（令和元年度）』



※出典：『令和2年福島県森林・林業統計書（令和元年度）』



※出典：『令和2年福島県森林・林業統計書（令和元年度）』

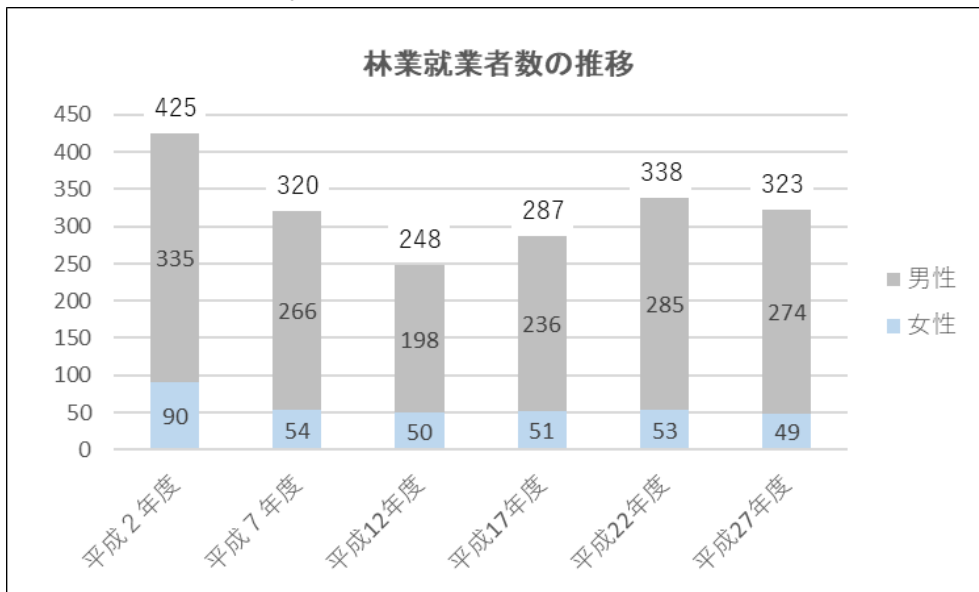
用語解説

- ※1 国有林：国が保有する森林。
- ※2 民有林：国有林以外の森林を指す。市有林、県有林、財産区有林等の公有林と個人、会社等が有する私有林がこれに相当する。（現況で森林面積を算定しているため、地目別の山林面積と異なっている。）
- ※3 人工林：植栽など人為的な造林によって成立した森林。

Ⅳ 林業就業者の推移

林業就業者数は、平成2年度から平成27年度の25年間で約24.0%減少しております。平成12年度から平成22年度までの10年間は増加傾向にありましたが、平成22年度から平成27年度までの5年間は緩やかに減少しております。

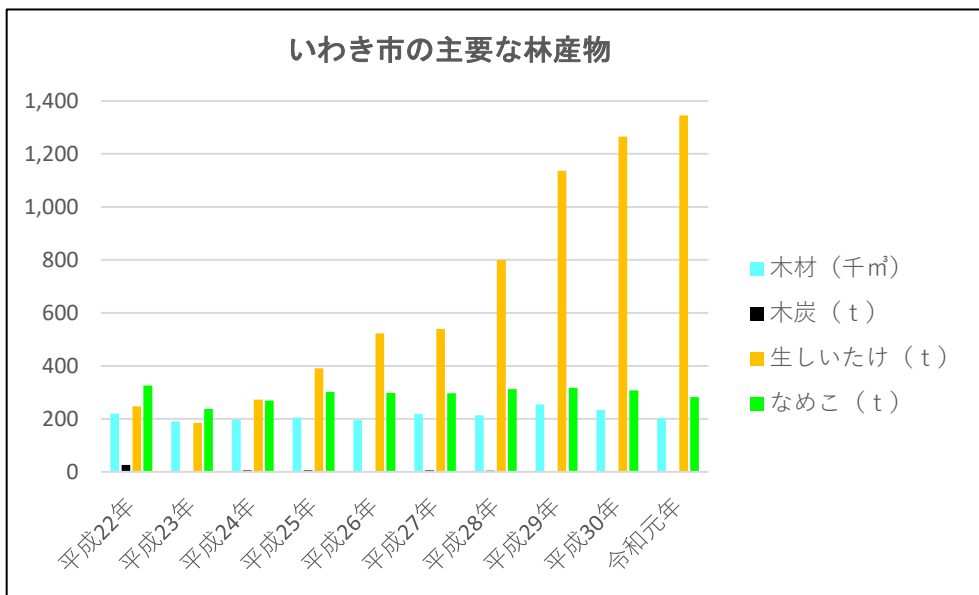
今後も、持続的な森林・林業・木材産業の発展を図るためには、意欲ある就業者の確保が求められます。



出典：『国勢調査産業等基本集計』

Ⅴ いわき市の主要な林産物

本市の主要な林産物の内、きのこ類の生産は東日本大震災による被災、原発事故による放射性物質の影響により平成23年に減少しましたが、それ以降は回復してきております。また、生しいたけの生産は、平成30年度以降、大規模生産施設の稼働により、生産量が増加しております。



出典：『令和2年福島県森林・林業統計書（令和元年度）』

『木材需給と木材工業の現況』

VI 森林・林業・木材産業の役割

1 森林の果たす役割

森林の土壌は、雨水を吸収して一時的に蓄え、徐々に河川へ送り出すことにより洪水を緩和し、水質を浄化させます（水源涵養機能）。また、森林の樹木の根が土砂や岩石等を固定することで、土砂の崩壊を防ぎ、さらに、森林の表土が下草、低木等の植生や落葉落枝により覆われることで、雨水等による土壌の浸食や流出を防ぎます（山地災害防止機能／土壌保全機能）。このほかに、森林の樹木は大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵することにより、地球温暖化防止にも貢献しています（地球環境保全機能）。

2 林業の果たす役割

林業は、森林の有する水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、地球環境保全機能等を将来にわたって発揮させていくため、適切な森林の経営管理を実施し、豊かな人工林資源を「植える、育てる、使う、植える」という形で循環利用する役割を担っています。

また、山村等における就業機会の創出と所得水準の上昇をもたらす役割を担っています。

3 木材産業の果たす役割

木材産業は、林業によって生産される原木を加工して様々な木材製品を製造・販売することで、消費者による木材利用を可能とする役割を担っています。原木の供給元である森林所有者等（川上）との関係では、原木の購入を通じて、林業や森林整備を支える役割を担っており、木材製品の販売先である工務店等（川下）との関係では、ニーズに応じて木材製品を供給しているほか、新たな木材製品の開発によって、社会における木材利用を推進する役割を担っています。

第3節 前プラン（第3期）の総括

I 前プランにおける目標指標の達成状況

前プランにおける28項目の個別施策のうち、目標指標を設定した21件の達成状況は以下のとおりです。

- ・ 目標達成率100%以上が5件（森林境界の明確化実績ほか4件）
- ・ 目標達成率100%未満80%以上が10件（林道舗装率、造林補助実施面積ほか8件）
- ・ 目標達成率80%未満が6件（林業就業者数、公共施設への間伐材利活用量ほか4件）

No.	個別施策	重点 施策	目標指標	現 状 値 (プラン策定時)	直 近 値 A	目 標 値 B	達成率 (A/B)
1	森林所有者・ 森林境界線の定		森林境界の明確化 実 施 面 積	0.00ha (H26年度末)	300.00ha (R2年度末)	300.00ha (R2年度末)	100.00%
2	林道等の整備	○	林 道 舗 装 率	34.64% (H26年度末)	35.23% (R2年度末)	36.10% (R2年度末)	97.59%
3	簡易間伐の 作業道開 設支	○	簡易間伐作業道の 延 長	98,990m (H26年度末)	158,990m (R2年度末)	178,990m (R2年度末)	88.83%
4	素材の安 供給体制 充 実	○	高性能林業機 械 保 有 台 数	31台 (H24年度末)	44台 (R2年度末)	42台 (R2年度末)	104.76%
5	林業就業者の 確保・育成		林業就業者数	338人 (H22年10月)	323人 (H27年10月)	428人 (R2年10月)	75.47%
			森林林業に係る 講習会の実施回数	6回/年 (H26年度末)	8回/年 (R元年度末)	9回/年 (R2年度末)	88.89%
6	林業事業体の 経営基盤強化		素材の供給量	356千m ³ /年 (H25年末)	342千m ³ /年 (R元年末)	440千m ³ /年 (R2年末)	77.73%
7	CLTなど 新技術の導入 による地域材 の新たな需要 拡大の促進	○	素材の需要量	339千m ³ /年 (H25年末)	285千m ³ /年 (R元年末)	440千m ³ /年 (R2年末)	64.77%
8	公共事業等 での地域材 率先利用	○					
9	木質資源の 安定供給の 推進						
10	地域材利用 促進に向けた 協働の取組	○					

No.	個別施策	重点 施策	目標指標	現状値 (プラン策定時)	直近値 A	目標値 B	達成率 (A/B)
11	未利用資源の有効活用	○	公共施設への 間伐材利活用量	8.0m ³ /年 (H26年度末)	5.2m ³ /年 (R2年度末)	10.0m ³ /年 (R2年度末)	52.00%
12	木材利用の進						
13	きのご類等の興		生しいたけ生産量	391 t/年 (H25年末)	1,346 t/年 (R元年末)	991 t/年 (R2年末)	135.82%
14	安全なきのご生産に向けた取						
15	消費促進に向けた取						
16	野生きのご等の採取・出荷防止に向けた取						
17	木質バイオマスと安定供給の推進		公共施設の木質ペレット使用量	101 t/年 (H26年度末)	151 t/年 (R2年度末)	136 t/年 (R2年度末)	111.03%
			公共施設への木質ペレットストーブ設置状況	39台 (H26年度末)	50台 (R2年度末)	74台 (R2年度末)	67.57%
18	放射性物質に汚染された森林の再生	○	いわき森林再生事業整備面積	89.65ha (H26年度末)	528.66ha (R2年度末)	551.73ha (R2年度末)	95.82%
19	多様な森林整備の推進		造林補助事業実施面積	15,007.70ha (H26年度末)	16,625.70ha (R2年度末)	17,289.80ha (R2年度末)	96.16%
20	治山事業等の推		間伐実施面積	2,993.08ha (H26年度末)	4,113.63ha (R2年度末)	3,556.49ha (R2年度末)	115.67%
21	市有林の整備						
22	適正な森林の管理						
23	松くい虫被害対策事業の推		松くい虫被害量	7,707m ³ /年 (H26年度末)	7,240m ³ /年 (R2年度末)	6,100m ³ /年 (R2年度末)	84.25% (B/A)
24	地球温暖化の影響に対する適応策の推						
25	地域社会一体となった協力体制の実		森林ボランティア参加者数	626人/年 (H26年度末)	591人/年 (R2年度末)	700人/年 (R2年度末)	84.43%
26	人とみどりがふれあえる憩いの場の提供		生活環境保全林内森林整備面積	50.80ha (H26年度末)	61.38ha (R2年度末)	64.60ha (R2年度末)	95.02%

No.	個別施策	重点 施策	目標指標	現 状 値 (プラン策定時)	直 近 値 A	目 標 値 B	達成率 (A/B)
27	森林環境学習 の 推 進		市役所出前講座 実施件数及び 受講者数	20件	25件	26件	96.15%
				763人 (H26年度末)	852人 (R2年度末)	931人 (R2年度末)	91.51%
28	森林(もり) づくり意識醸成 活動の推進		市植樹祭参加人数	268人/年 (H22年度末)	146人/年 (R元年度末) ※1	300人/年 (R2年度末)	48.67%

※1 令和2年度及び令和3年度の市植樹祭については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

目標達成率について、21件の目標指標のうち15件が達成率80%以上となっており、概ね目標を達成したものと考えており、第4期プランでは、引き続き実施していくこととします。

また、目標達成率80%未満である6件については、全国的な森林所有者の経営意欲の低下等の要因があることから、第4期プランでは、課題を踏まえながら、達成率の向上をめざすこととします。

このほか、第4期プランでは、令和3年4月1日施行の「いわき市豊かな森づくり・木づかい条例」に基づく森林の循環利用の推進や、森林の持続可能な管理と林業の成長産業化の両立をめざした「森林経営管理制度」に係る施策を新たに設定します。

II 前プランにおける重点施策の総括

1 林道等の整備

林道や林業専用道の整備については、地区の要望等に基づき舗装延長等を図ってきました。今後も車両の大型化への対応や交通の安全を確保するため、引き続き整備していく必要があります。

2 簡易間伐作業道の開設支援

間伐材利用促進事業を実施し、簡易間伐作業道開設に係る支援を行ってきました。今後も間伐材の搬出・利用を促進するため、引き続き支援していく必要があります。

3 素材及び特用林産物の安定供給体制等の充実

素材及び特用林産物の安定供給体制の充実を図るため、森林整備加速化・林業再生事業や林業・木材産業成長産業化促進対策事業を実施し、林業事業者への高性能林業機械等の導入を支援してきました。今後も素材の生産コストの低減と安定的な供給を図るため、引き続き支援していく必要があります。

4 CLTなど新技術の導入による地域材の新たな需要拡大の促進

本市では、「CLTで地方創生を実現する首長連合」及び「一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会」に加入する等、情報収集を図ってきました。

今後は、国が農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、「CLT等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップ」及び「木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出」を位置づけていることから、国の動きを注視するとともに、県及び市内木材産業事業者と情報の共有を図っていく必要があります。

5 公共事業等での地域材の率先利用

「いわき市地域材利用推進方針」に基づき、市が整備する休日夜間急病診療所、学校、消防団詰所、津波で被災した集会所等において、いわき市産木材を率先利用してきましたが、令和3年4月に「いわき市豊かな森づくり・木づかい条例」を施行したことを踏まえて、さらなる率先利用を図っていく必要があります。

6 地域材利用促進に向けた協働の取組

令和2年8月に林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者等から構成する「いわき市産木材利用推進会議」を設立し、いわき市産木材の利用促進に向けた意見交換等を実施してきました。今後もいわき市産木材の利用拡大に向けて、引き続き実施していく必要があります。

7 未利用資源の有効活用

未利用材資源の有効活用するため、公共施設へ間伐材を利用したベンチ等を導入する「木の香る環境づくり推進事業」や小・中学校に間伐材を利用した机を導入する「小・中学校机・いす更新事業」を実施してきました。今後も各公共施設や小・中学校での利用が見込まれることから、引き続き実施していく必要があります。

8 放射性物質に汚染された森林の再生

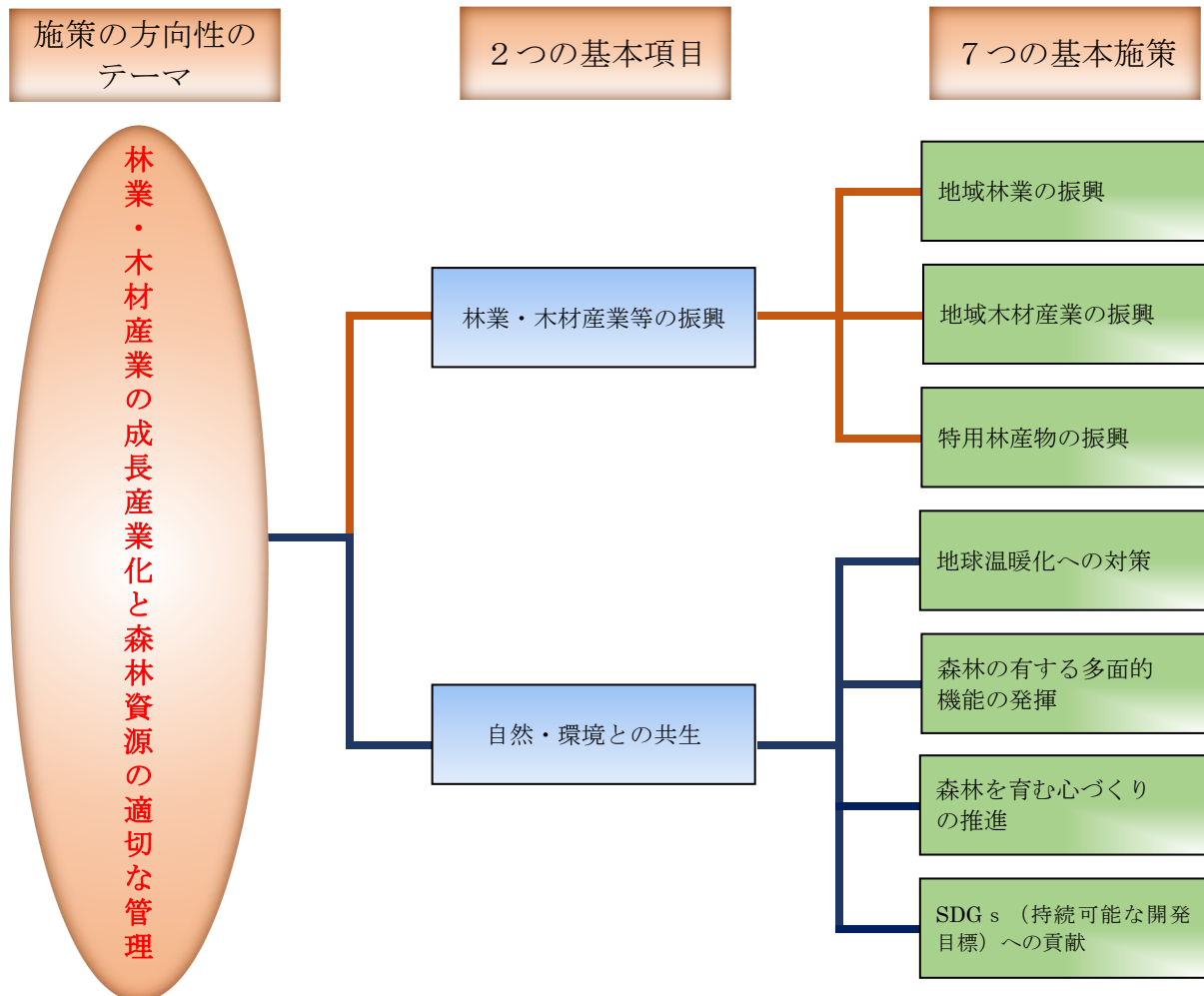
いわき森林再生事業により間伐等の森林施業と作業道整備を一体的に実施し、森林の公益的機能を維持しながら放射性物質の拡散を防止し森林の再生を図ってきました。今後も放射性物質の拡散を防止するため、引き続き実施していく必要があります。

第3章 いわき市の森林・林業・木材産業のめざす姿

第1節 基本目標

地球環境や社会・経済の持続性への危機意識を背景として関心が高まっているSDGs（持続可能な開発目標）は、森林・林業・木材産業と様々な関連性があることから、計画的な間伐や主伐後の再造林等を行うことが必要とされています。また、国においては、森林所有者自らが管理を行うことができない場合は、所有者の意向を踏まえて、市町村が管理を引き受けること等を規定した森林経営管理法を施行し、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図っております。このような中、本市においては、いわき市豊かな森づくり・木づかい条例（令和3年4月1日施行）に基づきいわき市産木材の利用を促進するため、「植える、育てる、使う、植える」という森林の循環利用の理念を浸透させ、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展による本市経済の活性化並びに森林の有する多面的機能の持続的な発揮の促進を図っていく必要があります。

このようなことから、施策のテーマを“林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理”として、次の2つを基本項目とし、7つの基本施策を展開して、今後4カ年の目標を掲げます。



第2節 めざす姿の実現に向けた施策の柱

第1節において展望した姿を実現するため、令和7年度までの4年間の施策の柱を次のように定め、森林所有者をはじめ、関連産業、関連団体、行政機関等が一体となって施策の展開に努めます。

1 林業・木材産業等の振興

■ 「地域林業の振興」

林業経営の生産性を向上させるためには、森林組合等の林業事業者が、複数の森林所有者の森林をとりまとめ、森林施業^{※1}を一括して実施する施業集約化や低コストで効率的な作業システムを普及・定着させることが必要なことから、施業集約化を推進するとともに、路網^{※2}と高性能林業機械^{※3}等を組み合わせた作業システムの普及・定着を図っていきます。

■ 「地域木材産業の振興」

人口減少が進む中、木材需要の変化に対応できるよう、品質・性能、価格や量などの面において競争力のある木材製品の供給を強化するとともに、消費者の多様なニーズに応じて木材の特徴を活かした価値・魅力のある商品を提供することが重要であることから、地域の木材生産者、製材工場、工務店等の連携を図っていきます。

■ 「特用林産物^{※4}の振興」

主な特用林産物であるきのこ類の生産は、原発事故直後に落ち込みましたが、農事組合法人いわき菌床椎茸組合等の努力により拡大されてきており、今後も安全なきのこ類の生産拡大を図っていきます。

2 自然・環境との共生

■ 「地球温暖化への対策」

地球温暖化の防止に向けて、再生可能エネルギーの1つである木質バイオマスエネルギーの利用を推進していきます。

■ 「森林の有する多面的機能の発揮」

森林の有する多面的機能を十分に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進していきます。

■ 「森林を育む心づくりの推進」

本市の有する豊かな森林資源を将来に引き継いでいくためには、森林の重要性を広く市民に理解してもらう必要があることから、森林づくり活動や森林とふれあえる場の提供などを行い、森林を市民全体で支える意識の醸成を推進していきます。

■ 「SDGs（持続可能な開発目標）※5への貢献」

SDGs（持続可能な開発目標）は、森林・林業・木材産業と様々な関連性があることから、本市においては「いわき市豊かな森づくり・木づかい条例」※6を制定し、同条例に基づき森林の循環利用を推進すること、森林経営管理制度※7に基づき森林の適切な管理を推進すること、森林経営の持続性や環境保全への配慮等を考慮した森林認証制度※8を普及拡大することで、SDGsへの貢献を図っていきます。

用語解説

- ※1 森林施業：目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為。
- ※2 路網：森林内にある公道、林道、作業道の総称。
- ※3 高性能林業機械：伐倒、枝払い、集積等の複数の作業を1つの作業機で行えるようにした機械の総称。
- ※4 特用林産物：一般に用いられる木材を除き、森林原野を起源とする生産物の総称であり、食用のきのこ類、樹実類や山菜類、漆や木ろう等の伝統工芸品の原材料、竹材、桐材、木炭等が含まれる。このうち、きのこ類が特用林産物の生産額の8割以上を占めている。
- ※5 SDGs（持続可能な開発目標）：P7を参照。
- ※6 いわき市豊かな森づくり・木づかい条例：本市の林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展による地域経済の活性化や、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に寄与することを目的として令和3年4月1日に施行した条例。
- ※7 森林経営管理制度：平成31年4月に森林経営管理法が施行されたことに伴い、森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が行われていない森林について、その経営管理を市町村に委ねる「森林経営管理制度」が措置された。
- ※8 森林認証制度：独立した第三者機関（認証機関）が一定の基準等に基づき、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林または経営組織などを審査・認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品を分別し表示・管理することにより、消費者の選択的な購入を通じて、持続可能な森林経営を支援する制度。森林認証制度は、森林管理を認証する「森林管理（FM：Forest Management）認証」と、認証森林から産出された林産物の適切な加工・流通を認証する「CoC（Chain of Custody）認証」で構成されている。

第3節 本市のこれまでの取組

本市においては、前プランで掲げた目標達成のために、これまで次のような施策を展開してきました。

今後とも森林・林業・木材産業の振興に向けて、施策のさらなる推進が必要となります。

1 林業・木材産業等の振興

I 地域林業の振興

- 森林所有者・森林境界線の特定
- 林道等の整備
- 簡易間伐作業道の開設支援
- 素材の安定供給の充実
- 林業就業者の確保・育成
- 林業事業体の経営基盤強化

II 地域木材産業の振興

- C L Tなど新技術の導入による地域材の新たな需要拡大の促進
- 公共事業等での地域材の率先利用
- 木質資源の安定供給の推進
- 地域材利用促進に向けた協働の取組
- 未利用資源の有効活用
- 木材利用の促進

III 特用林産物の振興

- きのご類等の振興
- 安全なきのご生産に向けた取組
- 消費促進に向けた取組
- 野生きのご等の摂取・出荷防止に向けた取組

2 自然・環境との共生

I 地球温暖化への対策

- 木質バイオマスの安定供給と利用推進
- 地球温暖化の影響に対する適応策の推進

II 森林の有する多面的機能の発揮

- 放射性物質に汚染された森林の再生
- 多様な森林整備の推進
- 治山事業等の推進
- 松くい虫被害対策事業の推進
- 市有林の整備
- 適正な森林の管理

III 森林を育む心づくりの推進

- 地域社会一体となった協力体制の実施
- 人とみどりがふれあえる憩いの場の提供
- 森林環境学習の推進
- 森林づくり意識醸成活動の推進

第4節 具体的な振興施策

施策のテーマ“林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理”

基本項目	基本施策	個別施策
1 林業・木材産業等の振興	I 地域林業の振興	森林所有者・森林境界線の特定（重点施策）
		林道等の整備（重点施策）
		簡易間伐作業道の開設支援（重点施策）
		素材の安定供給体制の充実（重点施策）
		林業就業者の確保・育成 林業事業体の経営基盤強化
	II 地域木材産業の振興	CLTなど新技術の導入によるいわき市産木材の新たな需要拡大の促進
		公共事業等でのいわき市産木材の率先利用（重点施策）
		木質資源の安定供給の推進
		いわき市豊かな森づくり・木づかい条例に基づく協働の取組（重点施策）
		未利用資源の有効活用 木材利用の促進
	III 特用林産物の振興	きのご類等の振興
		特用林産振興施設等の整備に向けた取組
		安全なきのご生産に向けた取組
		消費促進に向けた取組
		野生きのご等の摂取・出荷制限及び制限解除に係る広報の取組
2 自然・環境との共生	I 地球温暖化への対策	木質バイオマスの安定供給と利用推進
		地球温暖化の影響に対する適応策の推進
	II 森林の有する多面的機能の発揮	放射性物質に汚染された森林の再生（重点施策）
		多様な森林整備の推進
		治山事業等の推進
		森林病虫害等防除事業の推進
		市有林の整備
		適正な森林の管理
	III 森林を育む心づくりの推進	地域社会が一体となった森林づくりの推進
		人とみどり ^{もり} がふれあえる憩いの場の提供
		森林環境学習の推進
		森林づくり意識醸成活動の推進
	IV SDGs（持続可能な開発目標）への貢献	いわき市豊かな森づくり・木づかい条例に基づく森林の循環利用の推進（重点施策）
		森林経営管理制度の推進（重点施策）
		森林認証制度の普及拡大

※ 黄色：重点施策

第4章 施策の展開

第1節 林業・木材産業等の振興

I 地域林業の振興

施策の方向

林業経営の生産性を向上させるためには、森林組合等の林業事業体が、複数の森林所有者の森林をとりまとめ、森林施業を一括して実施する施業集約化や低コストで効率的な作業システムを普及・定着させることが必要なことから、施業集約化を推進するとともに、路網と高性能林業機械等を組み合わせた作業システムの普及・定着を図ることで高い生産性の確保をめざします。

1 現状と課題

- 森林所有者の森林に対する関心の低下等により、相続に伴う所有権の移転登記がなされず、所有者が不明な森林が生じていること、また、地籍調査が進まず、隣接地との境界が不明確な森林が増加していることから、施業集約化が進まず、適切な森林整備を妨げる恐れがあり、早期に森林の所有者や森林の境界を明確にしていく必要があります。
- 林道、林業専用道、及び森林作業道^{※1}は、木材を安定的に供給し、森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくために必要な造林、保育、素材生産といった施業を効率的に行うためのネットワークであり、林業の最も重要な生産基盤です。また、林道等を整備することにより、作業現場へのアクセスの改善、機械の導入による安全性の向上、労働災害時の搬送時間の短縮が期待でき、林業の労働条件の改善にも寄与することから、新設や改良を実施していく必要があります。
- 簡易間伐作業道は、間伐作業（伐採・搬出）のコストを低減し、効率的な間伐材の搬出を図るために必要であり、森林所有者からの要望も高いことから、積極的に支援をしていく必要があります。
- 素材（丸太）生産は立木の伐倒、木寄せ、枝払い、玉切り、運搬といった複数の工程から成り、高い生産性を確保するためには、各工程に応じて高性能林業機械を有効に活用する必要があります。

- 林業就業者数^{※2} は、減少傾向にあります。今後、森林経営管理制度の進捗に伴い、事業量の増加が見込まれることから、新規の林業就業者の確保・育成と、スマート林業^{※3}の導入による生産性の向上を図っていくことが必要です。
- 林野庁が発行した「平成29年度森林及び林業の動向」によると、素材生産を行う民間事業者では、今後の経営規模に関する意向として、規模を拡大したいと回答した者が約7割となっています。一方で、将来にわたって安定的に事業を継続させていくためには、後継者の確保が重要な課題となっております。

2 施策の展開

■ 森林所有者・森林境界線の特定（重点施策）

森林所有者や境界の確認、測量を実施した事業者へ経費の一部を支援し、所有者・境界不明森林の解消を図るほか、森林経営計画を策定することにより、施業集約化及び適切な森林整備を推進していきます。

■ 林道等の整備（重点施策）

森林施業の効率的な実施のため、林道等を開設するとともに、車両の大型化への対応や交通の安全を確保するため、既設林道等においては、舗装や改良を促進していきます。



林道 上高部線（川前地区）

■ 簡易間伐作業道の開設支援（重点施策）

間伐の実施に伴い、簡易間伐作業道を開設する森林所有者等に対し、経費の一部を支援することで間伐及び間伐材の搬出・利用を促進していきます。



簡易間伐作業道（三和地区）

■ 素材の安定供給体制の充実（重点施策）

高性能林業機械（グラップル、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ等）の導入を促進することで素材の生産コストの低減と安定的な供給を図っていきます。また、磐城流域いわき地区林業活性化センター^{※4}と連携しながらICT技術（森林情報、土場情報、計画及び実績等を管理するシステム）を活用し、伐採搬出を効率化することで素材の取扱量拡大と生産コストの低減を図っていきます。



高性能林業機械（プロセッサ）

■ 林業従事者の確保・育成

- ・ 国の「森林・林業新規就業支援対策」※⁵ を活用し、新規就業者の確保及び高度技術者の育成を図っていきます。
- ・ 森林管理署、県、林業団体、指導林家※⁶ 及び磐城流域いわき地区林業活性化センターと連携し、スマート林業の導入によるドローンや最新の林業機械の活用などで生産性の向上を図るとともに、林業経営意欲の高揚を図るための講習会等を開催し、林業従事者の確保に努めます。
- ・ 森林管理署、県、いわき市森林組合※⁷ 及び林業労働力確保支援センター※⁸ と連携しながら、林業知識、安全対策及びチェーンソー等に関する研修の充実に努めます。
- ・ 県が最新の林業機械や訓練装置等を導入し、1年間の研修期間で林業に関する幅広い知識と、技術の習得、さらには森林施業に必要な各種資格の取得など、実践力を有する林業従事者を育成することを目的として、令和4年度に開講する「林業アカデミーふくしま」の研修修了者などを中心に国・県及び関係事業者等と連携しながら林業従事者の担い手の育成及び確保に努めます。



安全対策研修の様子



チェーンソー実技研修の様子

■ 林業事業体の経営基盤強化

雇用管理の改善や事業の合理化を図るため、県及び林業労働力確保支援センターと連携しながら、林業事業体改善計画※⁹ の樹立を支援していきます。

3 目標指標

項目	現状値	目標値					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
森林境界の明確化 実施面積	ha (単年度)	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00
	ha (累計)	300.00	450.00	600.00	750.00	900.00	1,050.00

※ 現状値の出典：『林務課資料』

項 目		現 状 値	目 標 値				
		令 和 2年度	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度
本市の 林道舗装率	%	35.23	35.39	35.55	35.71	35.87	36.03

※ 現状値の出典：『林務課資料』

項 目		現 状 値	目 標 値				
		令 和 2年度	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度
簡易間伐 作業道の延長	m	158,990	168,990	178,990	188,990	198,990	208,990

※ 現状値の出典：『林務課資料』

項 目		現 状 値	目 標 値				
		令 和 2年度	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度
本市の高性能 林業機械の 保有状況	台 (累計)	44	46	48	50	52	54

※ 現状値の出典：『福島県いわき農林事務所資料』

項 目		現 状 値	目 標 値				
		令 和 元年度	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度
本市の木材 (素材)の 供給量	千m ³ / 年	342	347	352	357	362	367

※ 現状値の出典：『令和元年木材需給と木材工業の現況（令和3年6月発行）』

項 目		現 状 値	目 標 値				
		平 成 27年度	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度
林 業 者 業 就 業 者 数	人	323	326	329	332	335	338

※ 現状値の出典：『国勢調査産業等基本集計』

項 目		現 状 値	目 標 値				
		令 和 元年度	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度
森林林業に 係る講習会 の実施回数	回/年	8	8	9	9	10	10

※ 現状値の出典：『林務課資料』

※ 磐城流域いわき地区林業活性化センターによる研修実施回数

用語解説

- ※1 林道、林業専用道、及び森林作業道：林野庁では、一般車両の走行を想定した幹線となる「林道」、大型の林業用車両の走行を想定した「林業専用道」、及び林業機械の走行を想定した「森林作業道」に区分してバランスよく組み合わせた整備を進めている。
- ※2 林業就業者：国勢調査において、「林業」に分類される事業所に就業している者であり、造林や素材生産など現場での業務に従事する者のほか、事務的な業務に従事する者、管理的な業務に従事している者等が含まれる。
- ※3 スマート林業：地理空間情報やICT（P8の用語解説参照）等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の飛躍的な向上、需要に応じた高度な木材生産を可能とする取組。
- ※4 磐城流域いわき地区林業活性化センター：民有林・国有林を一体とし、幅広い関係者の参加・協力による多様な森林整備や森林環境保全並びに地域産木材の利用推進を図るための条件整備を推進し、森林・林業の活性化を図ることを目的に設置。市、森林組合、素材生産事業体、木材流通製材加工事業体等から構成される。
令和元年度より同センターが事務局となり「いわき市持続可能な森林・林業推進会議」を設立し、伐採搬出から輸送におけるコスト削減等の課題解決に取り組んでいる。
- ※5 森林・林業新規就業支援対策：就業ガイダンスや林業作業士研修、造林作業車の育成、山間部での定着に向けた導入研修等に必要な経費を支援する「「緑の雇用」新規就業者育成推進事業」、林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を促進し、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援する「緑の青年就業準備給付金事業」、高校生や社会人が森林作業を実践的に学ぶインターンシップ等の実施、林業グループの育成、山村地域で森林・林業を支える女性の活躍等を支援する「未来の林業を支える林業後継者養成事業」がある。
- ※6 指導林家：地域の模範と認められる林業経営を行う等の要件を満たし、都道府県から「指導林家」として認定を受けた者。自らの林業経営活動や調査研究活動等により資質の向上に努めるとともに、林業技術の普及及び林業後継者等の育成指導を行っている。
- ※7 森林組合：「森林組合法」に基づく森林所有者の協同組織で、組合員である森林所有者に対する経営指導、間伐や下刈り、伐採、植林等の受託、林産物の生産、販売、加工等を行っている。
- ※8 林業労働力確保支援センター：「林業労働力確保の促進に関する法律」に基づき都道府県から指定を受けた団体で、林業就業に関する相談や指導、林業雇用や求人等に関する情報の収集や提供等を実施している。
- ※9 林業事業体改善計画：「林業労働力確保の促進に関する法律」に基づき、林業事業者が雇用管理の改善と事業の合理化について改善する計画。都道府県知事に申請し、認定を受けた事業者は国有林野事業の入札参加が有利になるほか、「緑の雇用」による助成が受けられるようになる。

II 地域木材産業の振興

施策の方向

人口減少が進む中、木材需要の変化に対応できるよう、品質・性能、価格や量などの面において競争力のある木材製品の供給を強化するとともに、消費者の多様なニーズに応じて木材の特徴を活かした価値・魅力のある商品を提供することが重要であることから、地域の木材生産者、製材工場、工務店等の連携を図っていきます。

1 現状と課題

- 木材産業をめぐっては、従来、あまり木材が使われてこなかった分野における木材需要を創出する新たな製品・技術の開発・普及が進んでおり、木材利用の拡大につながることを期待されております。
- 「いわき市豊かな森づくり・木づかい条例」^{※1}に基づき、公共建築物を整備する際に積極的にいわき市産木材の使用に努めることが求められております。
- 近年の木材産業における品質・性能の確保、価格や供給の安定性においては、競争力のある木材製品を供給できる体制を構築することが求められております。
- いわき市産木材の利用拡大のため、木材製品の需要動向に応じて、需要者側の求めている品質、数量の木材を的確に生産し、必要なときに迅速に供給できるような、川上、川中、川下^{※2}に至る流通全体の効率化を図ることが求められております。
- 近年では、エネルギーとして利用される木質バイオマス^{※3}の量が年々増加しておりますが、このうち間伐材・林地残材等の未利用材由来^{※4}のものについては、生産量に対する利用割合が低いことから、未利用材の利用拡大に向けた余地があります。
- 木材の需要拡大を図るためには、森林や木材に対する消費者の理解や関心を高め、森林づくりへの意識醸成を図ることが必要です。

2 施策の展開

■ CLT^{※5}など新技術の導入によるいわき市産木材の新たな需要拡大の促進

CLTは、近年、新たな木材製品として注目され、国内では、共同住宅、ホテル、オフィスビル等で用いられており、国では、CLT等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップを推進していることから、国・県・関係団体と連携しながら、普及を促進することで、いわき市産木材の需要拡大を図っていきます。

■ 公共事業等でのいわき市産木材の率先利用（重点施策）

「いわき市豊かな森づくり・木づかい条例」に基づき、本市の公共建築物の整備に際し、設計業者の関係団体等から木造及び非木造の木質化が可能かどうかの考察や、概算工事費の算出、鉄骨造などの他工法との費用比較等の情報など、木造及び非木造の木質化に向けた助言をいただき、整備を計画する原課へ提供する「公共建築物木造・木質化専門アドバイザー事業」を活用することにより、いわき市産木材の率先利用に努めます。

■ 木質資源の安定供給の推進

国・県と連携しながら、需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制構築に資する加工・流通施設の整備を支援していきます。また、磐城流域いわき地区林業活性化センター^{※6}と連携しながら、土場や出荷・搬入等の情報を共有することにより、流通コストの低減を図っていきます。

■ いわき市豊かな森づくり・木づかい条例に基づく協働の取組（重点施策）

「いわき市豊かな森づくり・木づかい条例」に基づき、市内の林業・木材産業における川上、川中、川下の関係者や学識経験者等から構成する「いわき市産木材利用推進会議」を開催し、いわき市産木材の利用促進及び本市林業の活性化につながる施策の検討や関係者による情報・意見交換を実施することで、いわき市産木材の利用拡大に向けた事業展開を図っていきます。

■ 未利用資源の有効活用

簡易間伐作業道の開設支援や磐城流域いわき地区林業活性化センターとの連携などにより、間伐材等の未利用資源の木質バイオマスエネルギー等への有効活用を図っていきます。

■ 木材利用の促進

- 公共施設において、いわき市産木材を活用した木製品を積極的に導入することにより、市民に快適な空間を提供します。
- 本市と東京都港区で締結した「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」^{※7}に基づき、いわき市産木材の利用促進を図るため、市産木材のPRに努めます。
- 林業・木材産業関係団体と連携し、各種イベントを活用していわき市産木材の普及啓発を図っていきます。



いわき市産木材を活用した
フラワーポット
(いわき市フラワーセンター)

3 目標指標

項 目	現 状 値	目 標 値					
		令 和 元年度	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度
本市の木材 (素材)の 需 要 量	千m ³ / 年	285	290	295	300	305	310

※ 現状値の出典：『令和元年木材需給と木材工業の現況（令和3年6月発行）』

項 目	現 状 値	目 標 値					
		令 和 元年度	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度
本市の木材(素材) の供給量のうち 市産木材の 取 扱 割 合	%	59.06	60.00	60.00	60.00	60.00	60.00

※ 現状値の出典：『令和元年木材需給と木材工業の現況（令和3年6月発行）』

項 目	現 状 値	目 標 値					
		令 和 2年度	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度
市内公共施設 への間伐材 利 用 量	m ³ /年	5.21	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00

※ 現状値の出典：『林務課資料』

用語解説

- ※1 いわき市豊かな森づくり・木づかい条例：P21を参照。
- ※2 川上、川中、川下：林業と木材関連産業には、様々な主体が関わっている。川上に位置する者として素材生産分野の森林所有者や林業経営者、川中に位置する者として木材加工分野の製材・合板・チップ等の加工業者、川下に位置する者として建築分野の工務店・住宅メーカー等の需要者が存在する。
- ※3 木質バイオマス：P5を参照。
- ※4 間伐材・林地残材等の未利用材由来：このほかに、製材等残材（製材工場等で発生する端材）や、建設資材廃棄物（建築物の解体等で発生する解体材・廃材）由来のものがある。
- ※5 CLT：P5を参照。
- ※6 磐城流域いわき地区林業活性化センター：P28を参照。
- ※7 間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定：東京都港区では、森林の二酸化炭素吸収量を増加させ、地球温暖化防止に貢献することを目的として、港区内の公共施設、民間施設等での木材の使用を促し、その使用量に相当する二酸化炭素の固定量を認証する「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」を導入し、これに基づき、木材供給の安定化並びに供給する木材の合法性及び森林の持続性を保証することを目的として、港区と本市の間で平成29年10月20日に締結した協定。

Ⅲ 特用林産物の振興

施策の方向

主な特用林産物であるきのこ類の生産は、原発事故直後に落ち込みましたが、生産者等の努力により再開・拡大されてきており、今後も安全なきのこ類の消費拡大を図っていきます。

1 現状と課題

- 本市内においては、平成27年度に農事組合法人いわき菌床椎茸組合により菌床椎茸^{※1}栽培の新工場が設立されたことから、近年はきのこ類の生産量が上昇傾向で推移しており、今後のさらなる発展が期待されております。
- 原発事故以降、放射性物質の影響が比較的小さい地域においても、きのこ原木^{※2}の指標値を超える原木林が見受けられたことから、これらの地域では原木の生産量が落ち込んでおります。
- 原発事故以降、福島県では、出荷・販売を目的に生産または採取されるきのこや山菜の安全性を確認するため、放射性物質のモニタリング調査を行っております。栽培きのこの出荷については、生産者ごとに、きのこ発生前の資材（ほだ木、菌床）に含まれる放射性セシウム濃度を測定し、基準値以下であることを確認、その後、出荷前にきのこのモニタリング調査を実施し、一般食品の基準値以下であることを確認できれば、出荷が認められております。
- 野生きのこ、山菜については、種類ごとに、毎年、各産地で初回出荷前にモニタリング検査を実施し、一部の山菜の出荷が認められておりますが、野生きのこは摂取及び出荷が制限されております（令和4年2月現在）。

2 施策の展開

■ きのこ類等の振興

引き続き安全なきのこ類の消費拡大を図るとともに、新たな施設整備のほか、既存施設における設備更新のニーズがあった際には、国・県と連携しながら支援をしていきます。



菌床しいたけ

■ **特用林産振興施設等の整備に向けた取組**

特用林産物を生産する団体等に対して、県の林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の活用により、特用林産物生産施設等の整備費用の一部を補助します。

■ **安全なきのこ生産に向けた取組**

県・関係団体と連携しながら、原発事故による放射性汚染に対応し、きのこ生産者が安心して安全なきのこを生産・販売するため、放射線測定器を活用して、原木、おが粉、菌床、及び子実体に含まれる放射線の測定検査を実施することで、安全・安心なきのこ生産を支援していきます。

■ **消費促進に向けた取組**

県・関係団体と連携しながら、きのこ類の放射性物質に関する検査結果を公表し、安全性を周知するとともにきのこ類の魅力を広く発信し、消費促進に努めます。



メディアセミナーの様子

■ **野生きのこの等の摂取・出荷制限及び制限解除に係る広報の取組**

県と連携しながら、野生きのこの等で放射性物質濃度が基準値を超えているものについては、摂取・出荷の制限に係る情報の広報に努めます。また、放射性物質濃度が基準値より低いものについては、摂取・出荷制限の解除に係る情報の広報に努めてまいります。

3 目標指標

項 目	現 状 値	目 標 値					
		令 和 元年度	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度
本市の 生しいたけ 生産量	t/年	1,346	1,346	1,346	1,346	1,346	1,346

※ 現状値の出典：『令和2年福島県森林・林業統計書（令和元年度）』

用語解説

※1 菌床椎茸：おが粉に米ぬか等の栄養源を加えて固めたものに種菌を接種し、空調設備等を備えた施設内において菌を蔓延させた椎茸。このほか、原木に穴をあけて種菌を打ち込み、自然環境下において菌を蔓延させる原木椎茸がある。

※2 きのこ原木：原木椎茸を栽培する際に種菌を打ち込む原木。

第2節 自然・環境との共生

I 地球温暖化への対策

施策の方向

地球温暖化の防止に向けて、再生可能エネルギー^{※1}の1つである木質バイオマス^{※2}エネルギーの利用を推進していきます。

1 現状と課題

- 森林を構成する個々の樹木等は、光合成によって大気中の二酸化炭素の吸収・固定を行っています。森林から生産される木材を燃やすと二酸化炭素を発生しますが、この二酸化炭素は、樹木の伐採後に森林が更新されれば、その成長の過程で再び樹木に吸収されることとなります。このため、化石燃料^{※3}の代わりに木材を木質バイオマスエネルギーとして利用することにより、二酸化炭素の排出の抑制が可能となり、地球温暖化防止に貢献します。
- 地球温暖化は、人類の生存基盤に係る最も重要な環境問題の一つであり、その原因と影響は地球規模に及ぶため、国においては、国際社会の一員として、森林吸収源対策を始めとして、国内外で地球温暖化対策を推進し、世界全体の温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

2 施策の展開

■ 木質バイオマスの安定供給と利用推進

- ・ 木質バイオマスエネルギー利用の普及のために、県と連携しながら、燃料用間伐材の搬出を支援していきます。
- ・ 磐城流域いわき地区林業活性化センター^{※4}との連携などにより、間伐材等の未利用資源の木質バイオマスエネルギー等への有効活用を図っていきます。
- ・ 森林環境交付金事業の活用など、県と連携しながら、公共施設等へ木質ペレットストーブ等の率先導入を図っていきます。
- ・ 薪を使用するストーブ等について、周知を図っていきます。



ペレットストーブ（田人支所）

■ 地球温暖化の影響に対する適応策の推進

国・県と連携しながら、地球温暖化の進行に伴う集中豪雨等の増加に起因する山地災害等から市民の生命・財産を守る治山事業や、森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林経営管理制度等による森林整備を推進します。

3 目標指標

項目	現状値	目標値					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
本市の公共施設における木質ペレット使用量	t/年	151	188	188	188	188	188

※ 現状値の出典：『林務課資料』

項目	現状値	目標値					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
本市の公共施設における木質ペレットストーブ設置状況	台	50	52	53	54	55	56

※ 現状値の出典：『林務課資料』

用語解説

- ※1 再生可能エネルギー：エネルギー源として持続的に利用できると認められたものであり、太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスがある。
- ※2 木質バイオマス：P5を参照。
- ※3 化石燃料：動植物の死骸等の有機物が長い年月をかけて変質し、今日燃料資源として採掘されている物質の総称。石炭、石油、天然ガス等が該当する。
- ※4 磐城流域いわき地区林業活性化センター：P28を参照。

II 森林の有する多面的機能の発揮

施策の方向

森林の有する多面的機能を十分に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進していきます。

1 現状と課題

- 原発事故による放射性物質の影響により、森林整備や林業生産活動が停滞し、森林の有する水源涵養機能や山地災害防止等の機能低下が懸念されています。
- 人工林の多くが本格的な利用期を迎え、主伐の増加が見込まれる中、森林の多面的機能を発揮させつつ、資源の循環利用による林業の成長産業化を実現するためには、主伐後の適切な再造林の実施、造林の低コスト化及び苗木の安定供給が一層重要になっております。
- 近年、頻発する集中豪雨等による山地災害の未然防止、流域治水の観点に立った防災・減災を踏まえ、地域の安全・安心を確保するため、効果的かつ効率的な森林整備や治山対策が求められています。
- 松くい虫やカシノナガキクイムシ等の病害虫による森林被害は、森林資源の損失にとどまらず、森林の公益的機能の低下、森林所有者の経営意欲の喪失等につながることから、適切に対応することが必要であり、また、海岸の松林は、海からの風や潮、津波や高波、飛んでくる砂等から海沿いの暮らしを守り、内陸部ではアカマツが荒廃地にいち早く侵入し、土壌が流れ出るのを防いでいることから、適切に管理していく必要があります。
- 本市が管理する森林については、適切な管理を行い、森林の持つ公益的機能の維持増進を図っていく必要があります。
- 森林内において、無許可の伐採等や山火事の防止、森林の災害や病害虫等の早期発見のため、巡視活動が求められています。

2 施策の展開

■ 放射性物質に汚染された森林の再生（重点施策）

本市では、森林の公益的機能の維持増進を図る森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行う「いわき森林再生事業」に取り組んでいるところであり、今後も国・県と連携しながら事業を継続し、放射性物質に汚染された森林の再生を図っていきます。

■ 多様な森林整備の推進

国・県と連携しながら造林補助事業や森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度等を活用し、健全な森林の育成のための間伐はもとより、主伐後の再造林及び長伐期林※₁、育成複層林※₂、針広混交林※₃等多様で健全な森林への誘導に向けた効率的な整備を推進していきます。



樹種転換（針葉樹の伐採前）



樹種転換（伐採後に広葉樹植栽）

■ 治山事業等の推進

- ・ 国・県と連携しながら、水源の涵養、土砂流出の防備等の公益的機能の目的達成に必要な森林を保安林に指定するとともに、保安林の適正な管理を推進していきます。
- ・ 国・県と連携しながら、山地災害の防止、水源の涵養、生活環境の保全等の公益的機能の確保が特に必要な保安林等において、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を実施します。

■ 森林病虫害等防除事業の推進

- ・ 松くい虫被害の拡大を防止するため、国・県と連携しながら、公益的機能の高い松林を対象として、薬剤散布の予防対策と、被害木の伐倒・くん蒸の駆除対策を併せて実施します。
- ・ カシノナガキクイムシなど松くい虫以外の森林病虫害の被害については、国・県と連携し、被害動向を注視しながら被害拡大防止を図ります。



空中散布（四倉・大久地区）

■ 市有林の整備

国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等の森林の有する公益的機能が将来にわたって十分に発揮されるようにするため、市有林の適切な整備を計画的に実施します。

■ 適正な森林の管理

- ・ 県と連携しながら森林の巡視活動を実施し、森林の適正な管理に努めます。
- ・ 伐採及び伐採後の造林の届出により、本市における立木の伐採や造林の実施状況の的確な把握に努めます。

また、森林において、事業者が開発行為を行うに当たっては、森林の有する役割を阻害しないように、県と連携しながら林地開発許可制度及び小規模林地開発制度の適正な運用に努めます。



市有林 森林施業前（三和地区）



市有林 森林施業後（三和地区）

3 目標指標

項 目	現 状 値	目 標 値					
		令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度
いわき森林再生 事業整備面積	ha (累計)	528.66	598.66	648.66	698.66	748.66	798.66

※ 現状値の出典：『林務課資料』

項 目	現 状 値	目 標 値					
		令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度
造 林 事 業 実 施 面 積	ha (累計)	16,625.70	16,892.70	17,159.70	17,426.70	17,693.70	17,960.70

※ 現状値の出典：『林務課資料』

項 目	現 状 値	目 標 値					
		令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度
間伐実施面積	ha (累計)	4,113.63	4,309.63	4,505.63	4,701.63	4,897.63	5,093.63

※ 現状値の出典：『林務課資料』

※ 間伐面積は、公有林及び造林補助事業による間伐面積

項 目		現 状 値	目 標 値				
		令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度
松くい虫被害量	m ³ /年	7,240	7,131	7,022	6,913	6,804	6,695

※ 現状値の出典：『林務課資料』

用語解説

- ※1 長伐期林：通常の主伐林齢（スギの場合40年程度）のおおむね2倍の林齢を超える林齢で主伐を行う森林。
- ※2 育成複層林：森林を構成する樹木を部分的に伐採し、人為により樹齢や樹高の異なる樹木から構成されている森林。
- ※3 針広混交林：針葉樹と広葉樹が混じりあった森林。

III 森林を育む心づくりの推進

施策の方向

本市の有する豊かな森林資源を将来に引き継いでいくためには、森林の重要性を広く市民に理解してもらう必要があることから、森林づくり活動や森林とふれあえる場の提供など行い、森林を市民全体で支える意識の醸成を推進していきます。

1 現状と課題

- 美しく伝統ある山村を次世代に継承するため、適切な森林の整備・保全等を通じて国土保全、地球温暖化防止等の森林の有する多面的機能の維持・向上を推進することが求められております。
- 近年、森林環境教育の場、アウトドアスポーツ等のレクリエーションの場に加え、森林空間を積極的に活用したメンタルヘルス対策や健康づくり、ワーク・ライフ・バランスの実現のための場としての、新たな森林空間利用のニーズが高まっております。
- 人々が日常生活の中で森林や林業に接する機会が少なくなっていることから、国において、森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める「森林環境教育」の取組を推進しております。
- 森林の整備・保全は国民（市民）の理解と参加を得て進めていくことが大切です。このため、国においては、森林ボランティア団体等による自主的な森林整備活動等を促進しております。

2 施策の展開

■ 地域社会が一体となった森林づくりの推進

環境問題等への関心の高まりから、NPO、企業、地域住民等の多様な主体により森林づくり活動が行われており、本市ではこのようなNPO等と連携して植樹、下刈り等の自主的な森林づくりを推進するとともに、情報や活動の場の提供等に努めていきます。

■ 人とみどりがふれあえる憩いの場の提供

- 本市には、市民に安らぎと明日への活力を養う保健休養の場とすべく整備をした森林である「石森山生活環境保全林」や「ときわ台生活環境保全林」があります。今後も維持管理を実施しながら、市民が親しみ安らげる森林をめざしていきます。
- 本市には、市民が快適かつ安全に自然とふれあうような森林空間を形成するために整備をした「いわき健康とゆとりの森」があります。今後も維持管理を実施しながら、市民へ憩いの場を提供していきます。
- 本市には、森林体験等を行うための研修施設である「湯の岳山荘」や、四方を山に囲まれた大自然の中にある宿泊施設である「田人おふくろの宿」等があります。このような施設を活用し、人とみどりがふれあえる憩いの場を提供していきます。
- 今後も、より一層親しみやすくできるよう、市ホームページ等を活用し、人とみどりがふれあえる憩いの場についての情報を提供し、PRに努めていきます。

◎ 市内の人とみどりがふれあえる憩いの場

- ① 石森山生活環境保全林
- ② ときわ台生活環境保全林
- ③ いわき健康とゆとりの森
- ④ 湯の岳山荘
- ⑤ 田人おふくろの宿
- ⑥ いわきの里鬼ヶ城
- ⑦ いわき市遠野オートキャンプ場 等



石森山生活環境保全林



いわき健康とゆとりの森

■ 森林環境学習の推進

市内小中学校において、国・県・関係団体等と連携しながら、林業体験教室、植樹活動、森林・川・海の生物の観察等の森林環境学習を実施し、森林環境教育の充実を図ります。



森林環境学習の様子

■ 森林づくり意識醸成活動の推進

・ みどり豊かな郷土を将来世代に引き継いでいくことを目的に市植樹祭を開催し、市民の森林に対する理解や関心を深め、森林づくりへの意識醸成を図ります。



森林ボランティア活動の様子

・ 「水源保全基金」を活用し、ボランティア団体による自主的な森林の整備活動を支援することにより、市民との協働・連携、及び市民の森林づくりへの意識醸成を図ります。



緑の募金活動の様子

・ 公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会^{※1}、及び緑の少年団と連携しながら、「緑の募金」の街頭キャンペーン、緑化推進事業の「ファミリー緑の教室」等を通じて、市民の森林づくりへの意識醸成を図ります。



ファミリー緑の教室の様子

・ 県や関係機関と連携し、自然観察会や野外活動、森林づくり等を通して一緒に学びながら森林の役割や大切さを伝えていく「もりの案内人」^{※2}の育成・確保に努めます。

・ 「市役所出前講座」^{※3}や「『いわき市豊かな森づくり・木づかい条例』制定記念動画」等を活用し、土地や水の保全、生活環境の保全等、私たちの生活を支える森林のはたらきについて、市民の理解促進に努めます。

・ 森林・林業・木材産業を次世代に引き継ぐことから、若い世代の意見を反映するため、関係団体の青年組織や大学生、高校生等の意見収集に努めます。

3 目標指標

項 目	現 状 値	目 標 値					
		令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度
生活環境保全 林内における 森林整備面積	ha (累計)	61.38	63.38	65.38	67.38	69.38	71.38

※ 現状値の出典：『林務課資料』

項 目	現 状 値	目 標 値					
		令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度
森林ボランティア 参加人数	人/年	591	600	609	618	627	636

※ 現状値の出典：『林務課資料』

項 目	現 状 値	目 標 値					
		令 和 元年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度
いわき市 植樹祭 参加人数	人/年	146	—	258	272	286	300

※ 現状値の出典：『林務課資料』

※ 令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止している。

項 目	現 状 値	目 標 値					
		令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度
小・中学校 における 森林環境学習 実施校数	校	35	38	41	44	47	50

※ 現状値の出典：『林務課資料』

用語解説

- ※1 福島県森林・林業・緑化協会：緑の募金等を活用し、幅広い分野で緑化運動を積極的に推進している。
- ※2 もりの案内人：森林整備や自然観察会等を通し、森林の重要性を人々に広く伝えるボランティアによる指導者。
- ※3 市役所出前講座：市民の自発的な生涯学習活動を支援するため、市役所がかかわっている仕事を学習メニューとして取りそろえ、市職員が講師として「出前」をする講座。

IV SDGs（持続可能な開発目標）^{※1}への貢献

施策の方向

SDGs（持続可能な開発目標）は、森林・林業・木材産業と様々な関連性があることから、「いわき市豊かな森づくり・木づかい条例」^{※2}に基づく森林の循環利用^{※3}の推進、森林経営管理制度に基づく森林の適切な管理の推進、森林経営の持続性や環境保全への配慮等を考慮した森林認証制度を普及拡大することで、SDGsへの貢献を図っていきます。

1 現状と課題

- 森林の有する多面的機能がSDGsの様々な目標達成に貢献しており、今後、こうした流れを拡充していくためには、森林に係る様々な関係者がより一層の努力と連携を重ね、それぞれの役割を果たしていく必要があります。
- 国では平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づき、森林所有者に適切な経営管理を促すために、その責務を明確化するとともに、自ら経営管理を行えない場合は、所有者の意向を踏まえて、市町村が経営管理の委託を受けることができるよう、措置しております。
- 森林認証制度は、独立した第三者機関（認証機関）が、一定の基準等に基づき、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林または経営組織などを審査・認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品（認証材）を分別し表示・管理することにより、消費者の選択的な購入を通じて、持続可能な森林経営を支援する制度です。近年では、認証材が2020年東京オリンピック・パラリンピック関連建築物へ利用されておりますが、森林所有者等にとって認証の取得・維持に費用がかかり、また、消費者の森林認証制度に対する認知度が低いことから、今後は森林認証制度の周知を拡大させ、認証材の消費を促進する必要があります。

2 施策の展開

■ いわき市豊かな森づくり・木づかい条例※₂に基づく森林の循環利用※₃の推進（重点施策）

様々な生物を育む森林そのものは、SDGsの目標15「陸の豊かさも守ろう」に関連しており、さらに、水を育み、豊かな海を作り、二酸化炭素を吸収することで気候変動を緩和し、山地災害の防止にも貢献します。このような森林の多面的機能を持続的に発揮するため、「いわき市豊かな森づくり・木づかい条例」に基づき、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図ることによる森林の循環利用を推進していくことで、SDGsとカーボンニュートラル※₄への貢献を図っていきます。

我が国の森林の循環利用とSDGsとの関係



注1：アイコンの下の文言は、我が国の森林の循環利用との関わりにおいて期待される主な効果等を記載したものであり、各ゴールの解説ではない。

注2：このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅、ゴール10は森林を利用する権利の保障、ゴール16は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進等に関連する。

注3：これからの様々な取組により、ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。

■ 森林経営管理制度の推進（重点施策）

森林経営管理法に基づき、本市が経営や管理が行われていない森林を対象に森林所有者の意向を確認し、森林所有者から経営管理の申出があった場合は委託を受け、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託し、林業経営に適さず再委託しない場合は本市が管理を実施することで、森林の適切な管理を図っていきます。

■ 森林認証制度の普及拡大

国、県及び関係機関と連携しながら森林認証制度の周知拡大を図り、公共施設及び民間施設への認証材の活用を促進していきます。

3 目標指標

項 目	現 状 値	目 標 値				
	令 和 2年度	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度
森林所有者 への意向 調査面積	0.00	0.00	1,200.00	2,400.00	3,600.00	4,800.00

用語解説

- ※1 SDGs（持続可能な開発目標）：P7を参照。
- ※2 いわき市豊かな森づくり・木づかい条例：P21を参照。
- ※3 森林の循環利用：「植林（造林） → 育成（下刈り、間伐等） → 伐採 → 利活用 → 植林（造林）」という循環により森林資源を利用すること。いわき市豊かな森づくり・木づかい条例」においては「植える、育てる、使う、植える」と表現している。
- ※4 カーボンニュートラル：P5を参照。

第3節 重点施策

I 目的

本市の森林・林業・木材産業においては、森林施業^{※1}の集約化や地域材の安定供給体制の構築、人材の育成・確保など、多くの課題を抱えております。そのうち、特に重要で、早急に取り組む必要があると考える次の項目について、重点施策に位置づけ、施策の展開を図ります。

Ⅱ 重点的に取り組む施策

① 森林所有者・森林境界線の特定

森林所有者や境界の確認、測量を実施した事業者へ経費の一部を支援し、所有者・境界不明森林の解消を図るほか、森林経営計画を策定することにより、施業集約化及び適切な森林整備を推進していきます。

② 林道等の整備

森林施業の効率的な実施のため、林道等を開設するとともに、車両の大型化への対応や交通の安全を確保するため、既設林道等においては、舗装や改良を促進していきます。

③ 簡易間伐作業道の開設支援

間伐の実施に伴い、簡易間伐作業道を開設する森林所有者等に対し、経費の一部を支援することで間伐及び間伐材の搬出・利用を促進していきます。

④ 素材の安定供給体制の充実

高性能林業機械※₂（グラップル、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ等）の導入を促進することで素材の生産コストの低減と安定的な供給を図っていきます。また、磐城流域いわき地区林業活性化センター※₃と連携しながら、ICT技術（森林情報、土場情報、計画及び実績等を管理するシステム）を活用し、伐採搬出を効率化することで素材の取扱量拡大と生産コストの低減を図っていきます。

⑤ 公共事業等でのいわき市産木材の率先利用

「いわき市豊かな森づくり・木づかい条例」※₄に基づき、本市の公共建築物の整備に際し、設計業者の関係団体等から木造及び非木造の木質化が可能かどうかの考察や、概算工事費の算出、鉄骨造などの他工法との費用比較等の情報など、木造及び非木造の木質化に向けた助言をいただき、整備を計画する原課へ提供する「公共建築物木造・木質化専門アドバイザー事業」を活用することにより、いわき市産木材の率先利用に努めます。

⑥ いわき市豊かな森づくり・木づかい条例に基づく協働の取組

「いわき市豊かな森づくり・木づかい条例」に基づき、市内の林業・木材産業における川上、川中、川下の関係者や学識経験者等から構成する「いわき市産木材利用推進会議」を開催し、いわき市産木材の利用促進及び本市林業の活性化につながる施策の検討や関係者による情報・意見交換を実施することで、いわき市産木材の利用拡大に向けた事業展開を図っていきます。

⑦ 放射性物質に汚染された森林の再生

本市では、森林の公益的機能の維持増進を図る森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行う「いわき森林再生事業」に取り組んでいるところであり、今後も国・県と連携しながら事業を継続し、放射性物質に汚染された森林の再生を図っていきます。

⑧ いわき市豊かな森づくり・木づかい条例に基づく森林の循環利用の推進

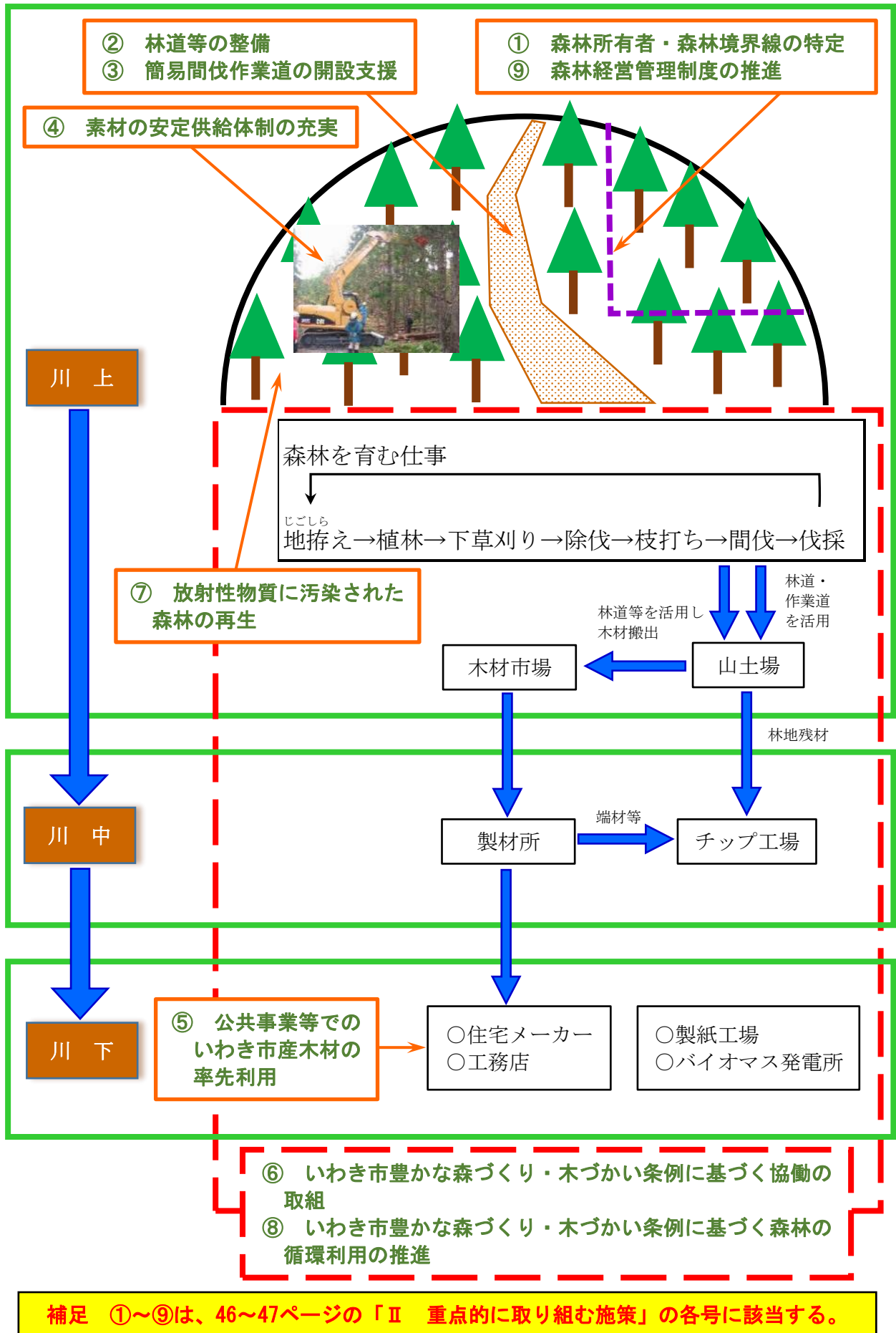
様々な生物を育む森林そのものは、SDGsの目標15「陸の豊かさも守ろう」に関連しており、さらに、水を育み、豊かな海を作り、二酸化炭素を吸収することで気候変動を緩和し、山地災害の防止にも貢献します。このような森林の多面的機能を持続的に発揮するため、「いわき市豊かな森づくり・木づかい条例」に基づき、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図ることによる森林の循環利用を推進していくことで、SDGsとカーボンニュートラルへの貢献を図っていきます。

⑨ 森林経営管理制度の推進

森林経営管理法に基づき、本市が経営や管理が行われていない森林を対象に森林所有者の意向を確認し、森林所有者から経営管理の申出があった場合は委託を受け、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託し、林業経営に適さず再委託しない場合は本市が管理を実施することで、森林の適切な管理を図っていきます。

用語解説

- ※1 森林施業：P21を参照。
- ※2 高性能林業機械：P21を参照。
- ※3 磐城流域いわき地区林業活性化センター：P28を参照。
- ※4 いわき市豊かな森づくり・木づかい条例：P21を参照。
- ※5 川上、川中、川下：P31を参照。



第5章 計画実現のために

この計画におけるめざす姿を実現するためには、森林所有者、林業関係者、市民、市に期待されるそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいくことが必要となります。

森林所有者に期待する役割

- ・ 森林の持つ多面的な機能の発揮に対する期待が高まっていることを理解し、適切な森林施業を通じて森林整備を担うとともに植樹祭やボランティア活動等に対して、フィールドの提供を行うなど、森林整備の必要性を市民と共有できるような取組が期待されています。
- ・ 地域の林業の活性化を担う一員として森林資源の健全な育成と供給が期待されています。

林業関係者に期待する役割

- ・ 林業・木材産業関係団体は、県や市、関係団体相互の連携のもと、活性化に向けた積極的な活動の展開が期待されています。
- ・ 森林の持つ多面的な機能やそれを管理する林業のはたらき、人や環境にやさしい木材や木質ペレット等の利用促進について、市民への積極的なPRが期待されています。
- ・ 地域の担い手として、複数の森林所有者をとりまとめ、合意形成の図れた森林を中心に施業集約化に取り組むことが期待されています。
- ・ 林地残材を発生させないため、地域材をフル活用できるシステムの確立に向けての取組が期待されています。

市民に期待する役割

- ・ 市民一人ひとりが森林とのかかわりを通じて、森林の持つ様々な機能や林業・木材産業の果たす役割の理解を深めることが期待されています。
- ・ 本市の豊かな森林（もり）を将来にわたり、質の高い緑の資源として維持し、次の世代に引き継ぐために、森林ボランティアへの参加や地場産材の積極的な利用など、様々な形での「森林（もり）づくりへの参画」が期待されています。

市が持つべき役割

- ・ 本振興プランの策定の趣旨、本市の森林・林業・木材産業のあるべき姿、それぞれに期待される役割のほかプランの取組状況などについて、市公式ホームページ等の活用を図りながら、市民への周知や理解の促進を図ります。
- ・ 県、関係団体、市民、地域と連携を図りながら、本振興プランの施策の展開に従い、積極的に各施策の推進を図ります。

統 計 資 料

1 いわき市における保有形態別森林面積

(単位：ha)

保有形態		総面積	うち人工林
国有林		30,705	18,965
民有林	県有林	1,673	1,549
	市有林	1,616	957
	財産区有林	2,780	1,883
	私有林	51,250	27,961
	機構・公所有林	720	688
合計		88,744	52,003

※ 出典 『令和2年福島県森林・林業統計書（令和元年度）』

2 いわき市の主要な林産物

(単位：kg、t)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
木炭(kg)	2,850	2,425	2,790	3,910	5,645
乾しいたけ(kg)	396	2,455	153	680	450
生しいたけ(t)	540	799	1,137	1,266	1,346
なめこ(t)	297	313	317	308	282

※ 出典 『令和2年福島県森林・林業統計書（令和元年度）』

3 いわき市における松くい虫被害量

(単位：m³)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
被害量	7,524	7,347	7,557	7,511	7,240

※ 出典 『林務課資料』

4 いわき市内の林道の開設状況

(単位：m)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開設延長	238.0	0.0	190.7	257.0	335.0

※ 出典 『林務課：民有林林道台帳』

5 いわき市における林道舗装率

(単位：m、%)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
林道延長(m)	594,727.2	594,727.2	594,917.9	595,174.9	595,509.9
うち舗装延長(m)	207,401.8	207,745.0	208,479.0	208,863.1	209,815.3
舗装率(%)	34.87	34.93	35.04	35.09	35.23

※ 出典 『林務課：民有林林道台帳』

6 いわき市内の簡易間伐作業道開設支援状況

(単位：本、m)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開設本数(本)	31	35	41	38	29
開設延長(m)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

※ 出典 『林務課資料』

7 いわき市における高性能林業機械保有状況

(単位：台)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保有台数	44	46	45	48	44

※ 出典 『令和2年福島県森林・林業統計書(令和元年度)』(平成28年度～令和元年度)

※ 出典 『福島県いわき農林事務所森林林業部林業課資料』(令和2年度)

※ 数値は令和2年度末現在の保有状況

8 いわき市における素材供給量

(単位：千m³)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
素材供給量	359	355	406	374	342
(うちいわき産材)	218	213	255	234	202
(うち移入材)	16	24	18	29	51
(うち外材)	125	118	133	111	89

※ 端数処理のため数値が合わないこともある。

※ 出典 『令和元年木材需給と木材工業の現況(令和3年6月発行)』

9 いわき市における林業就業者数

(単位：人)

年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
林業就業者数	320	248	287	338	323

※ 出典 『国勢調査産業等基本集計』

10 いわき市における素材需要量

(単位：千 m^3)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
素材需要量	326	331	372	358	285

※ 出典 『令和元年木材需給と木材工業の現況（令和3年6月発行）』

11 いわき市の公共施設への木質ペレットボイラー・ストーブ設置状況

(単位：基、台)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ボイラー設置数(基)	3	3	3	3	3
ストーブ設置数(台)	47	48	48	49	50

※ 数値は令和2年度末現在の設置状況

※ 出典 『林務課資料』

12 いわき市の公共施設における木質ペレット使用量

(単位：t)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
供給量	104	104	188	188	151

※ 出典 『林務課資料』

13 いわき森林再生事業による整備面積

(単位：ha)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
整備面積	307.06	374.93	415.34	486.25	528.66

※ 出典 『林務課資料』（当該事業は平成25年度から実施）

※ 数値は累計

14 間伐実施面積

(単位：ha)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
間伐面積	3,517.31	3,661.77	3,784.83	3,975.49	4,113.63

※ 出典 『林務課資料』

※ 数値は累計

15 生活環境保全林内における森林整備面積

(単位：ha)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
整備面積	53.9	54.9	57.0	59.2	61.4

※ 出典 『林務課資料』

※ 数値は累計

16 森林ボランティア活動支援事業による整備面積等

(単位：人、ha)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加者数(人)	710	620	624	621	591
整備面積(ha)	27	32	26	29	27

※ 出典 『林務課資料』 (当該事業は平成14年度から実施)

17 豊かな森林(もり)づくり推進事業による整備面積等

(単位：件、ha)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施件数(件)	5	4	4	4	3
植栽面積(ha)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
下刈面積(ha)	10.92	7.67	8.44	8.44	4.44

※ 出典 『林務課資料』 (当該事業は平成14年度から令和元年度まで実施(令和2年度以降は休止))

18 いわき市植樹祭参加人数

(単位：人)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加人数	235	230	140	146	—

※ 出典 『林務課資料』

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止

19 小・中学校における森林環境学習実施校数

(単位：校)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	11	16	17	17	16
中学校	10	12	12	15	19
計	21	28	29	32	35

※ 出典 『林務課資料』

いわき市豊かな森づくり・木づかい条例

令和3年3月30日いわき市条例第5号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 市産木材等の利用の促進に関する基本的施策（第10条—第16条）

附則

森林は、木材の生産はもとより自然環境や国土の保全、水源の涵養^{かん}、公衆の保健、地球温暖化の防止などの多面的機能を有し、地域経済の発展と市民生活の維持向上に必要不可欠である。

また、近年、自然災害が激甚化・多発化し、国際的には持続可能な社会の実現に向けたSDGsの取組が広がりを見せており、災害の防止や循環型社会の形成に向けた人々の意識や行動が大きく変わりつつある中で、森林は、今後ますます重要なものになってくる。

本市の森林は、その面積が市域の約7割を占め、人工林率が高く、適正に管理されていると認められた認証林が多いほか、戦後に造林された人工林は、活用の時期を迎えている。

しかしながら、本市の林業及び木材産業を取り巻く環境は、木材価格の低迷や林業従事者の減少などにより厳しい状況が続いており、その状況の推移によっては、森林の有する多面的機能の低下が生じるものと懸念されている。

このような状況を踏まえ、木材の重要性を改めて認識し、「植える、育てる、使う、植える」という森林の循環利用をしながら、森林のもたらす多くの恩恵を後世に継承し、本市の林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展による本市経済の活性化並びに森林の有する多面的機能の持続的な発揮の促進を図るため、市、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者が相互に連携し、市民等の協力の下、市産木材等の利用の促進に取り組む必要があることから、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市産木材等の利用の促進に関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、市産木材等の利用の促進に関する基本的な施策を定めることにより、市産木材等の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展による本市経済の活性化並びに森林の有する多面的機能の持続的な発揮に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市産木材 市内で生産された原木をいう。
- (2) 市産木材製品 市産木材を原材料として市内で製材された物及び当該物又は市産木材を原材料として市内で製造された物をいう。
- (3) 市産木材等 市産木材及び市産木材製品をいう。
- (4) 森林の有する多面的機能 森林の有する自然環境及び国土の保全、水源の涵養、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能をいう。
- (5) 森林所有者 森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。
- (6) 林業事業者 森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。）の事業を行う者をいう。
- (7) 木材産業事業者 原木の製材若しくは流通又は木材製品の製造若しくは流通の事業を行う者をいう。
- (8) 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 市産木材等の利用の促進は、市、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の適切な役割分担並びに相互の連携並びに市民及び事業者（林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者を除く。第9条において同じ。）の理解及び協力の下に行われなければならない。

2 市産木材等の利用の促進は、本市の豊かな森林資源が次の世代に継承され、及び森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市産木材等の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び福島県と連携を図るよう努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林の整備及び保全が図られるよう努めるものとする。

(森林組合及び林業事業者の役割)

第6条 森林組合及び林業事業者は、基本理念にのっとり、市産木材等の積極的な利用、委託を受けて行う森林の整備及び保全、人材の育成並びに市産木材の安定的な供給が図られるよう努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第7条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、市産木材等の積極的な利用、市産木材等の流通の推進、人材の育成及び市産木材等の新たな用途の開発が図られるよう努めるものとする。

(建築関係事業者の役割)

第8条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、市産木材等の積極的な利用、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成が図られるよう努めるものとする。

(市民及び事業者の協力)

第9条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能について理解を深めるとともに、市産木材等の積極的な利用に協力するよう努めるものとする。

第2章 市産木材等の利用の促進に関する基本的施策

(市産木材等の利用の促進に関する方針)

第10条 市は、市産木材等の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市産木材等の利用の促進に関する方針（以下この条において「方針」という。）を定めるものとする。

2 方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市産木材等の利用の促進に関する取組方針及び目標
- (2) 市産木材等の供給及び利用の確保に関する基本的事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市産木材等の利用の促進に関する事項

3 市長は、方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市の建築物等における市産木材等の率先利用)

第11条 市は、市産木材等の利用の促進を図るため、自ら整備する建築物等において、率先して市産木材等の利用に努めるものとする。

(人材の確保及び育成)

第12条 市は、林業又は木材産業を担う人材を確保し、及び育成するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、木材を活用した建築物を建築するために必要な知識又は技術を有する者の確保及び育成に努めるものとする。

(普及啓発)

第13条 市は、市民が木材を利用する意義を学ぶ機会の確保、市産木材等に関する情報の発信その他の市産木材等の利用の促進に関する普及啓発に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、児童及び生徒が森に親しむ機会及び触れ合う機会を確保するとともに、森林の有する多面的機能についての理解を深めるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(市産木材等利用促進月間)

第14条 市は、市民の間に広く市産木材等についての関心と理解を深めるとともに、市産木材等の積極的な利用の促進を図るため、市産木材等利用促進月間を設ける。

2 市産木材等利用促進月間は、10月とする。

(推進体制の整備)

第15条 市長は、市産木材等の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者が相互に連携することができる体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、市産木材等の利用の促進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

いわき市林業振興協議会関係資料

いわき市林業振興協議会条例

昭和48年12月20日いわき市条例第76号

改正 昭和57年3月25日いわき市条例第18号

(設置)

第1条 林業及び山村の果たすべき多面的な機能の維持増進並びに林業生産活動の活性化を図り、地域林業及び山村の総合的育成に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、いわき市林業振興協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査し、協議する。

- (1) 林業振興地域育成対策事業に関する事項
- (2) 林業構造改善事業に関する事項
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 森林組合その他農林業関係団体の代表者
- (2) 林業従事者の代表者
- (3) 農林業関係の青年、婦人組織の代表者
- (4) 知識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月25日いわき市条例第18号）

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 改正前のいわき市林業構造改善事業審議会条例（以下「改正前の条例」という。）第3条第2項の規定に基づき、委員として委嘱された者で昭和57年3月31日において在職しているものの任期は、改正前の条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

いわき市林業振興協議会委員名簿

氏 名	選 出 団 体 名	役 職
田 子 英 司	いわき市森林組合	会 長
荒 川 仁 弥	いわきプレカット協同組合	副 会 長
油 座 盛 明	いわき市農業委員会	
緑 川 平 壽	いわき市内団地共同森林施業造林組合長 連絡協議会	
吉 田 文 枝	専業林家	
松 崎 正一郎	差塩造林組合	
矢 内 英 司	常磐湯ノ岳生産森林組合	
山 崎 和 昭	福島県木材青壮年協会	
緑 川 多賀子	専業林家	
大 平 祐 子	木材販売業	
平 子 美穂子	林業技士	
古 川 眞智子	福島県もりの案内人	
新 妻 富久宝	平地区建築業組合	
鈴 木 明	磐城森林管理署	
岡 部 広 承	福島県いわき農林事務所	

いわき市産木材利用推進会議設置要綱

(目的)

第1条 本市の林業・木材産業の活性化と、公共建築物等の木造化及び木質化や、行政と市内の林業・木材産業・建築業等の関係者との連携による地元産材の利用を一層推進するため、いわき市産木材利用推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例の制定に関する事項
- (2) いわき市産木材の利用促進に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、別表に掲げる団体のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 本会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、農林水産部林務課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月6日から実施する。

いわき市産木材利用推進会議設置要綱

別表（第4条関係）

No.	団 体 名
1	いわき市森林組合
2	いわき市内団地共同森林施業造林組合長連絡協議会
3	株式会社平木材市場
4	協同組合いわき材加工センター
5	福島県勿来地区木材製材協同組合
6	磐城林業協同組合
7	福島県森林組合連合会いわき木材流通センター
8	いわき木材工業団地協同組合
9	福島県木材青壮年協会いわき支部
10	一般社団法人福島県建築士事務所協会いわき支部
11	いわき市建設業協同組合
12	いわき市建築業組合連合会
13	東日本国際大学
14	NPO法人いわきの森に親しむ会
15	福島県もりの案内人の会いわき支部
16	林野庁関東森林管理局 磐城森林管理署
17	福島県いわき農林事務所
18	福島県いわき教育事務所

市民意見募集（パブリックコメント）結果

- 1 案 件 名 「いわき市森林・林業・木材産業振興プラン（第4期）
【原案】について」
- 2 募 集 期 間 令和3年12月20日(月)～令和4年1月17日(月)
- 3 意 見 提 出 者 4名
- 4 意 見 件 数 12件

5 意見内容(要約)【◎は市民意見、●は市の考え方】

- ◎ 森林の整備は樹木の生育を良くするだけではなく、美しい農村風景を創るうえでも大切な作業だ。
- 森林整備は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や森林の循環利用に必要な不可欠であることから、本プランの施策に基づき、森林整備に関する各種事業を推進していきたいと考えている。

- ◎ 林業従事者・後継者の確保・育成と、確実な森林整備を実施できる体制の構築が必要だと考える。
- 林業後継者の確保・育成と確実な森林整備を実施できる体制の構築については、本プランの個別施策「林業就業者の確保・育成」「多様な森林整備の推進」「森林経営管理制度の推進」などにより対応していきたいと考えている。

- ◎ 林業や木材産業に関する情報をマスメディアやインターネット等で発信していくと良いのではないか。
- 本プランの施策に基づく事業を実施する際には、マスメディア・インターネット等による情報発信に努めていきたいと考えている。

- ◎ 新技術を活用して、金属やコンクリートなど他の材質で作られて来たものを木製にするというやり方で木材の利用推進を図ってみてはどうか。
- 本プランの個別施策「CLTなど新技術の導入によるいわき市産木材の新たな需要拡大の促進」により、国・県・関係団体と連携しながら、新技術及び新製品の研究・開発を支援するとともに、市産木材の需要拡大を図りたいと考えている。

- ◎ 耕作放棄地や空き家、更地等を市が引き受けて植林を行い、それらの情報が得られるようにホームページアドレスやQRコードを記載した看板を現地に設置すると良いのではないか。
- 耕作放棄地及び空き家・更地を市が引き受けて植林を行うことは、農業政策や都市計画政策の観点から困難であると考えているが、本市の豊かな森林資源を十分に活用するため、本プランの個別施策「いわき市豊かな森づくり・木づかい条例」に基づく森林の循環利用」及び「森林経営管理制度の推進」により、森林の適切な管理・経営を図りながら、森林の循環利用を推進していきたいと考えている。

市民意見募集（パブリックコメント）結果

- ◎ 市外の自治体や個人、法人などとの協力体制を構築すれば、木材の利用推進が図れるのではないかと。
- 本プランの個別施策「木材利用の促進」により、市外の自治体、個人、関係団体との連携の可能性を検討していきたいと考えている。

- ◎ 人と緑がふれあえる憩いの場の現在の整備状況は不十分であり、プランに記載された場所以外にも、県立公園などがあるので、これも含めてPRしてほしい。
- 既存の憩いの場である「いわき健康とゆとりの森」については、東日本大震災及び令和元年度台風による損壊箇所の修繕を優先的に行っている。
なお、本プランに記載されている施設は市の農林水産部が所管している主なものを一例として表示したものであり、県立公園等その他の施設のPRについては、本プランの個別施策「人とみどりがふれあえる憩いの場の提供」に基づき、適宜行っていきたいと考えている。

- ◎ 幼児とその親が安全に森林とふれあう活動をサポートできる人材を確保するため、憩いの場の近隣住民から有志を募り、サポートしてもらう仕組みづくりを考えてほしい。
- 森林とふれあう活動をサポートするものとして、「NPO法人いわきの森に親しむ会」「福島県もりの案内人の会」などの団体が既にあることから、これらの団体をさらにPRしていくとともに、子供たちが森林とふれあう機会の創出を図っていきたいと考えている。

- ◎ 森林環境学習を支援できるスタッフの育成と確保が必要な時代なので、全国の先進地などの事例を調査し実践されることに期待する。
- 国・県・関係団体と連携しながら、情報収集し、人材育成等に取り組んでいきたいと考えている。

- ◎ いわき市の豊富な森林を活用するために、森林環境税を利用し、森林環境学習施設の設置を検討してほしい。
- 既存の施設を有効に活用し、子供たちが森林環境学習を行うことが出来るような施策に取り組んでいきたいと考えている。

- ◎ いわき市独自の森の案内人を養成してほしい。
- 「福島県もりの案内人の会」などの既存の団体と連携を図りながら、いわきの豊かな自然をPRしていくとともに、人材育成に取り組んでいきたいと考えている。

- ◎ 市の植樹祭は、開催場所を3～4箇所に増加し、参加者はその後の育樹にも参加するなど、長時間をかけて森林づくりに参加できるものしてほしい。
- 植樹祭の開催場所については、各地域からの要望、実施経過及び植樹後の維持管理等を総合的に勘案し選定しているところであるが、これまで同じ場所で複数回開催されるなど、植樹が可能な場所が減少していることから、毎年の開催場所の増加が困難なものと考えている。
また、参加者の育樹については、今後検討していきたい。

振興プラン策定の主な経過

振興プラン策定の主な経過

開催日等	会議等の内容
令和2年2月6日	○ 令和元年度いわき市林業振興協議会 ・ いわき市森林・林業・木材産業振興プランの進捗状況について説明 ・ いわき市森林・林業・木材産業振興プランの改訂について説明
令和2年9月7日	○ 次期「いわき市農業・農村振興基本計画」等の策定の延期に係る意思決定起案 ・ いわき市森林・林業・木材産業振興プランの策定期を令和3年9月以降に延期することを決定
令和3年2月5日	○ いわき市森林・林業・木材産業振興プラン庁内検討会議設置要綱の制定に係る意思決定起案 ・ 「いわき市森林・林業・木材産業振興プラン（第4期）」の策定にあたり、庁内関係各課等の担当係長等から構成する庁内検討会議を設置
令和3年2月19日	○ 令和2年度いわき市林業振興協議会【書面開催】 ・ プラン(第3期)の進捗状況について説明 ・ プラン(第4期)【たたき台】に関する意見聴取 ・ プラン(第4期)の策定スケジュールについて説明
令和3年3月8日	○ 令和2年度いわき市森林・林業・木材産業振興プラン庁内検討会議【書面開催】 ・ プラン(第4期)【たたき台】に関する意見聴取
令和3年10月21日	○ 令和3年度第1回いわき市森林・林業・木材産業振興プラン庁内検討会議【書面開催】 ・ プラン(第4期)【たたき台の修正案】に関する意見聴取 ・ プラン(第4期)の策定スケジュールについて説明
令和3年11月25日	○ 令和3年度第1回いわき市林業振興協議会 ・ プラン(第3期)の達成状況について説明 ・ プラン(第4期)【たたき台の修正案】協議 ・ プラン(第4期)の策定スケジュールについて説明
令和3年12月20日～ 令和4年1月17日	○ 市民意見(パブリックコメント)募集
令和4年2月9日	○ 令和3年度第2回いわき市森林・林業・木材産業振興プラン庁内検討会議【書面開催】 ・ パブリックコメントでの意見の報告 ・ プラン(第4期)【原案】修正
令和4年2月9日	○ 関係課長等会議【書面開催】 ・ プラン(第4期)策定の趣旨及び経過説明 ・ プラン(第4期)【原案】修正
令和4年2月9日	○ 令和3年度第2回いわき市林業振興協議会【書面開催】 ・ パブリックコメントでの意見の報告 ・ プラン(第4期)【原案】整理
令和4年3月9日	○ プラン(第4期)【原案】市長報告・提出
令和4年3月18日	○ プラン(第4期)策定



『いわき市豊かな森づくり・木づかい条例』制定記念動画
<https://youtu.be/x6Q-zagPdo>



「WOODY IWAKI 2021」PR動画
https://www.youtube.com/watch?v=d58sAk_GEO&t=19s



いわき市森林・林業・木材産業振興プラン

【発行】令和4年3月

【発行者】いわき市（農林水産部林務課）

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地

電話 0246-22-1111（代表）

FAX 0246-22-1129

URL <http://www.city.iwaki.lg.jp>

e-mail rimmu@city.iwaki.lg.jp